

第3期

北斗市地域福祉実践計画

＝ 計画期間:令和5年度～令和9年度 ＝



社会福祉
法 人

北斗市社会福祉協議会

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある 福祉の地域づくりを目指して

＝第3期北斗市地域福祉実践計画の策定にあたって＝

現在のわが国は、少子高齢、人口減少の進行により経済社会は縮小し、地域経済の担い手不足や地域全体の活力の低下などにより、社会保障制度全体の機能不全に繋がりがねない事態を招きつつあります。

また、住民の生活・福祉課題も深刻化しており、生活困窮者、ひきこもり、孤立、虐待、認知症など表面化している課題の他にも、より深いところにも課題が存在していることもあります。

国においては、今後の福祉改革の基本的な考え方に「地域共生社会の実現」を位置づけ、地域課題の解決には、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する様々な施策と連携した重層的支援の必要性が求められています。

今までの社会福祉協議会は、住民主体による小地域ネットワーク活動の仕組みの開発や展開、介護保険サービスなどの直接的な福祉サービスの実施、ボランティアなど住民参加による活動支援、地域における包括的な権利擁護体制の構築、頻発する災害へ対応する災害ボランティアへの体制整備など、様々な事業を展開してきました。

これらの事業を継続するとともに、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ、新たな課題への対応を図っていくため、本市の地域福祉を取り巻く現状と課題や住民ニーズを踏まえて、「第3期北斗市地域福祉実践計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画では「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」を基本理念とし、役職員一同、一丸となって地域福祉活動に取り組んでまいりますので、関係者の皆様をはじめ、より多くの市民の皆様の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和5年3月

社会福祉法人 北斗市社会福祉協議会
会長 三上 裕子

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	地域福祉実践計画について	1
2	SDGsの取組みについて	3
3	Withコロナ・Afterコロナでの地域活動について	5
第2章	これまでの取組みを振り返って	
1	これまでの実践計画	7
2	第2期実践計画の検証	9
第3章	地域福祉を取り巻く現状と課題について	
1	地域福祉を取りまく国の動向	11
2	北斗市の現状	15
3	地域福祉を推進するにあたっての現状と課題	28
4	北斗市社会福祉協議会の現状と課題	34
第4章	地域福祉を推進するための目標設定について	
1	基本理念	37
2	基本目標	37
第5章	体系別実施計画について	
1	基本目標1 ふれあい・支え合う福祉のまちづくり	39
2	基本目標2 認めあい・助けあう福祉の心を育む人づくり	44
3	基本目標3 連携・協働に向けた組織づくり	48
第6章	資料編	
1	北斗市地域福祉実践計画策定委員会設置要綱	53
2	第3期北斗市地域福祉実践計画策定委員会 委員名簿	54

第1章

計画策定にあたって

1 地域福祉実践計画について

(1) 計画策定の趣旨

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が「地域福祉の推進役」として市民をはじめ、ボランティア、福祉団体、関係機関等と連携、協働し、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを計画的かつ効率的に実行するための民間の活動計画です。

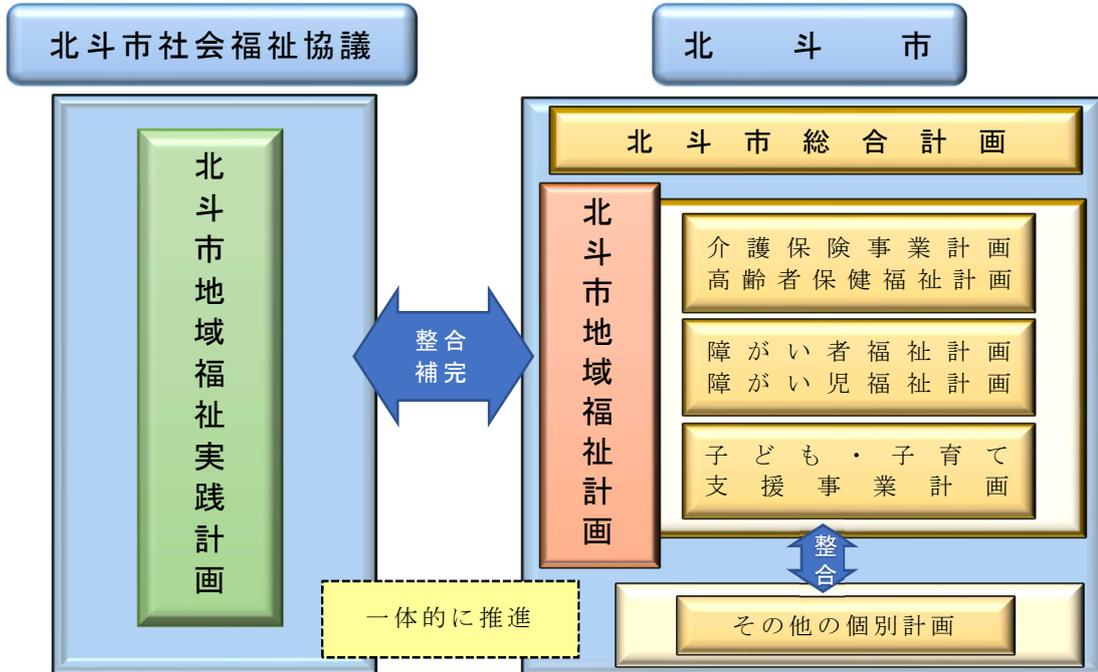
これからの地域福祉の推進にあたっては、高齢者、障害者、子ども等の対象者別の顕在化しているニーズだけではなく、対象、性別、世代の枠を超えた横断的で多岐にわたるニーズが潜在化していることから、社会福祉協議会を含む実践現場や関係者が抱える課題がより複雑になってきています。

このことから、今までの社会福祉協議会が行ってきた、住民主体による小地域ネットワーク活動の仕組みの開発や展開、介護保険サービスなどの直接的な福祉サービスの実施、ボランティアなど住民参加による活動支援、地域における包括的な権利擁護体制の構築、頻発する災害へ対応する災害ボランティアへの体制整備など、これらの事業を継続するとともに、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ、新たな課題への対応を図っていく必要があります。



(2) 計画の位置付け

本計画は、北斗市が策定した「北斗市地域福祉計画」と整合性を図り、相互に補完し合いながら計画を一体的に推進し、地域福祉の向上を目指すものです。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、市の地域福祉計画に合わせて、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

■ 計画期間

H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09
第2次 北斗市総合計画									
第2期 北斗市地域福祉計画					第3期 北斗市地域福祉計画				
第7期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第8期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第9期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		次期計画		
第5期北斗市障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画			第6期北斗市障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画		第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画		次期計画		
第1期北斗市子ども・子育て支援事業計画		第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画				第3期北斗市子ども・子育て支援事業計画			
第2期 北斗市地域福祉実践計画					第3期 北斗市地域福祉実践計画				

2 SDGsの取組みについて

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

SDGsの17のゴールは、社会的に弱い立場にある方々を含めて、一人ひとりを排除や孤独から守り、社会(地域社会)の一員として取り組み、支えあう考え方です。それは住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合いながら、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会です。

北斗市地域福祉計画においてもSDGsの理念を取り入れた計画としていることから、北斗市社会福祉協議会としても、各基本目標にSDGsのゴールを設定し、地域にある生活上の困りごとへの対応や、住民による支え合いの推進に向け、取り組みを強化していきます。



SDGs達成に向けた取り組み



目標1【貧困】
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



目標3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る



目標7【エネルギー】
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



目標11【持続可能な都市】
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭な持続可能にする



目標13【気候変動】
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



目標15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様損失の阻止を図る



目標17【実施手段】
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



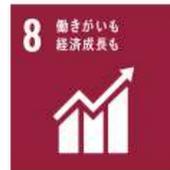
目標2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標4【教育】
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標6【水・衛生】
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



目標8【経済成長と雇用】
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



目標10【不平等】
国内及び国家間の格差を是正する



目標12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費を生産のパターンを確保する



目標14【海洋資源】
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



目標16【平和】
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



3 With コロナ・After コロナでの地域活動について

令和2年に入ってから日本を含め全世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、人と人が接触する機会を奪うとともに、経済をはじめ生活スタイルのあり方にも大きな影響を与えています。

感染下においては、地域活動を中止又は縮小する団体や福祉サービスを拒む高齢者が出ており、その結果、生活の不活発な状態が続き、身体機能の低下や会話の減少をもたらし、運動機能や認知機能の低下が心配されています。

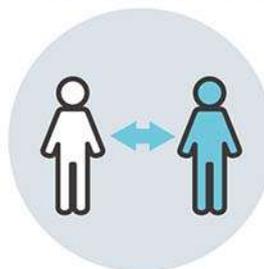
現在は感染症対応の初期段階と比べ、さまざまな知見が蓄積されてきており、感染症法上の位置づけの変更も予定されています。今後、医療提供体制の変更や基本的な感染症対策についても検討が加えられることとなりますが、感染拡大前の社会に戻るのをただ目指すのではなく、今回のコロナ禍を一つの契機として捉え、デジタル化の取り組みを推進するなど、様々な団体において適切な感染対策をとりながら、新たな取り組みや既存の取り組みを工夫しながら、新しい地域社会のあり方を模索していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症 感染症対策実施中

ご協力をお願いします



マスクの着用



距離をあける



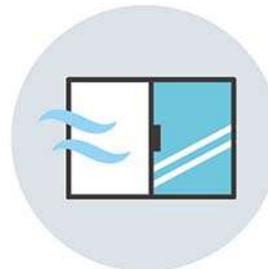
手指の消毒



検温の実施



手を洗う



こまめな換気

第2章

これまでの取組みを振り返って

1 これまでの実践計画について

(1) 第1期実践計画

第1期実践計画は、「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標として、平成22年度に策定されました。

北斗市社会福祉協議会が旧上磯町と旧大野町の2町の社会福祉協議会の合併により発足して4年が経過し、地域福祉の推進の役割を果たす体制づくりが必要としている中で、基本目標の実現に向けた取り組むべき4項目の重点目標を柱とし、今後の目指すべき方向性と、取り組むべき活動を明確にすべく策定されたものです。

計画期間は当初、平成23年度から平成27年度まででしたが、第2期北斗市地域福祉計画が第2次北斗市総合計画を基に策定する方針となったため、第1期実践計画を2年間延長し、平成29年度までとしました。

第1期実践計画 《基本目標》

～ ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり ～

【重点目標】

- 1 地域の課題を共有し、解決していくための地域づくりを目指します。
- 2 地域福祉の必要性にかかる意識啓発と地域づくりを主体的に担うことができる人づくりを推進します。
- 3 自立した生活を支援するためのサービス提供を推進します。
- 4 地域福祉推進のための社協体制の強化を図ります。

(2) 第2期実践計画

第2期実践計画では、第1期実践計画の基本目標を基本理念に改め、「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」を基本理念とし、その実現に向けて4つの基本目標を掲げ各種事業に取り組んできました。

計画期間は平成30年から平成34年までです。

第2期実践計画 《基本理念》 ～ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

【基本目標】

- 1 みんなで支え合い・助け合う地域づくり
- 2 福祉の心を育む人づくり
- 3 安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 4 組織体制の強化と基盤づくり



2 第2期実践計画の検証

第2期実践計画の具体的な取り組み内容を事業ごとに職員内で評価し、今後の方向性について検証（自己評価）しました。

具体的な事業は4つの基本目標で67事業あり、それぞれ5段階評価と今後の方向性、具体的評価内容について検証を行いました。

(1) 基本目標1 みんなで支え合い・助け合う地域づくり

基本目標1の「みんなで支え合い・助け合う地域づくり」では、小地域ネットワーク活動事業やサロン活動支援事業など8項目の事業を実施しました。

各事業とも概ね計画通りに実施でき、今後も継続的に実施すべきとの評価でしたが、放課後児童クラブや子育て支援拠点施設のない地域等で、地域高齢者が中心となって子育て支援を行う「高齢者による子育て支援活動」は実施団体がなく、職員にも認知度合いの低い事業でした。

また、地域で行っているサロン活動に対し支援や運営費の助成を行う「サロン活動支援事業」、ふまねっと・レクリエーションボッチャなどの運動の普及活動を行う「介護予防から始める地域づくり」活動は、参加している方の評判も良く、楽しく参加できているとの好意的な評価内容が目立っていました。

(2) 基本目標2 福祉の心を育む人づくり

基本目標2の「福祉の心を育む人づくり」では、社会福祉大会の開催や各団体の運営・活動支援など15項目の事業を実施しました。

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業とも中止や縮小を余儀なくされ、思うように事業が実施できていませんでした。

市民活動サポートセンター事業で行っている、会員相互の援助活動として行っている有償ボランティア事業は、お手伝いをお願いする依頼会員の登録が多く、お手伝いを行うボランティアの提供会員が不足している状態がありました。

また、活動の支援を行っている団体では、会員の減少や高齢化、役員の成手不足といった問題点があげられており、各団体の在り方について今後検討する必要があるとの意見・評価が目立っていました。

(3) 基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本目標3の「安心して暮らせる福祉のまちづくり」では、介護保険事業や市・道社協からの受託事業など30項目の事業を実施しました。

受託事業については利用実績のない事業もありましたが、独自事業として実施している「有償福祉運送事業」については、採算が合わない事業であるものの、利用者からは需要が多い事業であるとの評価が目立っていました。

また、子どもの遊び場や保護者の相談支援を行う「おもちゃサロン（あそBiBa）事業」については、市で他の社会福祉法人に委託している事業と同様の趣旨の事業ではないかとの意見がありました。

(4) 基本目標4 組織体制の強化と基盤づくり

基本目標4の「組織体制の強化と基盤づくり」では、保健センターの指定管理受託や役職員の研修強化、共同募金活動など14項目の事業を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での研修事業ができませんでしたが、コロナ過でも対応できるようオンラインを活用した新たな形式での研修会や講演会などとなっています。

また、生活困窮者自立支援事業では新型コロナウイルス感染症の影響による相談体制の強化として、令和3年度から職員体制を強化して相談体制の充実を図りました。

さらに、せせらぎ保健センターの指定管理が令和3年度で終了したことから、同センターで事業に当たっていたファミリー・サポート・センターを本所に移転するとともに、本会支所及び地域包括支援センター支所を廃止し、業務の効率化を図りました。



第3章

地域福祉を取り巻く現状と課題について

1 地域福祉を取りまく国の動向

地域福祉という考え方は、1960年頃からあり、昔の日本は伝統的な村落共同体が形成されていて、隣近所で支え合う仕組みが出来ていました。都市部では町内会が組織され、それぞれにコミュニティをまとめる役割を担ってきました。

しかし、日本が豊かになっていくにつれ、人口が都市群に移動し過密化し、その他の地域では過疎が進み、これまでの支え合いの仕組みがぜい弱化していきました。1970年代頃は、家庭で支えることが出来なくなった高齢者や障がいのある方が施設入所することが当たり前でした（措置制度）。国際的な影響もあり1980年代から地域で支え合い、暮らしていくという考え方に移行していきました。

平成12年から施行された「介護保険法」や同年改正された「社会福祉法」により、現在の日本の地域福祉が形作られ、社会福祉制度が大きく変化しました。平成17年には、住み慣れた地域で自分らしく暮らすという地域づくりを目標とした「地域包括ケアシステム」という言葉も登場しています。

また、近年では、政府は「一億総活躍社会^{※1}」の実現に向け、支え手と支援される側に分かれるのではなく、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が、役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる地域を作り、福祉などの地域の公的サービスなどと協働し助け合いながら暮らすことのできる地域を目指す、「地域共生社会」実現のための施策を展開してきています。



※1 一億総活躍社会

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会

(1) 「地域共生社会」の推進

平成29年、社会福祉法が改正され、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりと公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換を図る「地域共生社会」を推進することになりました。「地域共生社会」は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」につながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

これまでの福祉制度と人々の生活そのものや生活を送る中での直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる課題について、子ども・障がい者・高齢者との属性や要介護・虐待・生活困窮毎に制度を設けて支援してきましたが、既存の制度では対象となりにくいケース、いわゆる「8050問題^{※2}」や「ダブルケア^{※3}」、「ヤングケアラー^{※4}」など個人・世帯の生活上の課題を抱えており、課題毎に加えて全体に関わっていくケースが必要となっています。



※2 8050問題

80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のこと

※3 ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと

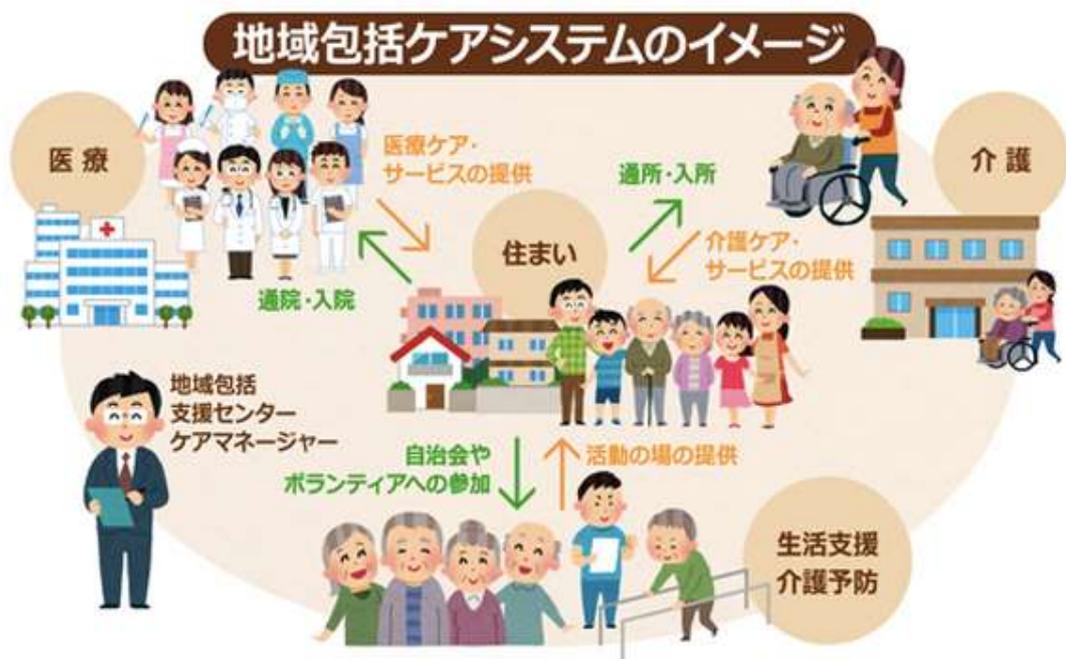
※4 ヤングケアラー

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと

(2) 「地域包括ケアシステム」の推進

高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりには、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの分野が連携しあい、住民と「住まい」を中心に据え、これらの各分野を包括的に提供できるような仕組みづくりが重要です。

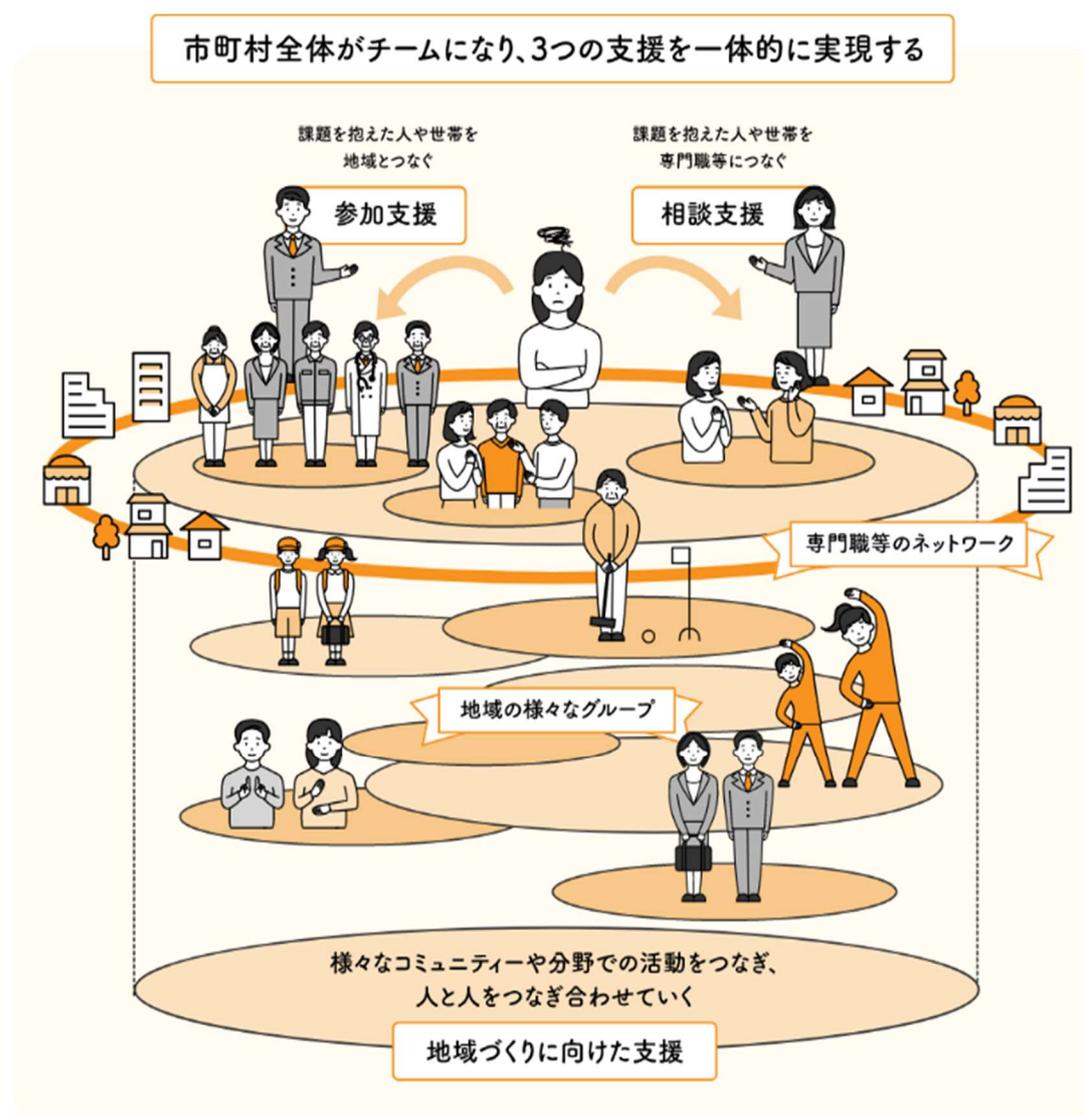
令和22年には生産年齢人口と65歳以上の高齢者人口が同じ割合になると推計されています。年をとっても元気に生き活きと活躍し、支え合えるまちをめざし、地域包括支援センターを中心として地域の課題を話し合う地域ケア会議を開催し、浮き彫りになった課題を解決する取り組みが必要とされています。



(3) 「重層的支援体制整備事業」の推進

これらのことから、令和3年の社会福祉法改正では、重層的支援体制整備事業が市町村の取り組む任意事業として位置づけられ、これにより市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となりました。

市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層支援体制」を構築し、推進していくことが求められています。



2 北斗市の現状

(1) 総人口等の状況

令和2年の国勢調査による北斗市の総人口は44,302人で、総世帯数は18,337世帯となっています。

最も国勢調査人口の多かった平成17年と比較すると、総人口で3,754人、7.8%減少しています。

令和2年の国勢調査による年齢別人口の割合は、0～14歳人口（年少人口）で12.3%、15～64歳人口（生産年齢人口）で57.5%、65歳以上人口（高齢者人口）で30.2%となっており、平成12年と比較すると、年少人口で4.1ポイント、生産年齢人口で8.9ポイント減少する一方で高齢者人口では13.0ポイント増加しています。

■表1 総人口と世帯数の推移

(単位：人)

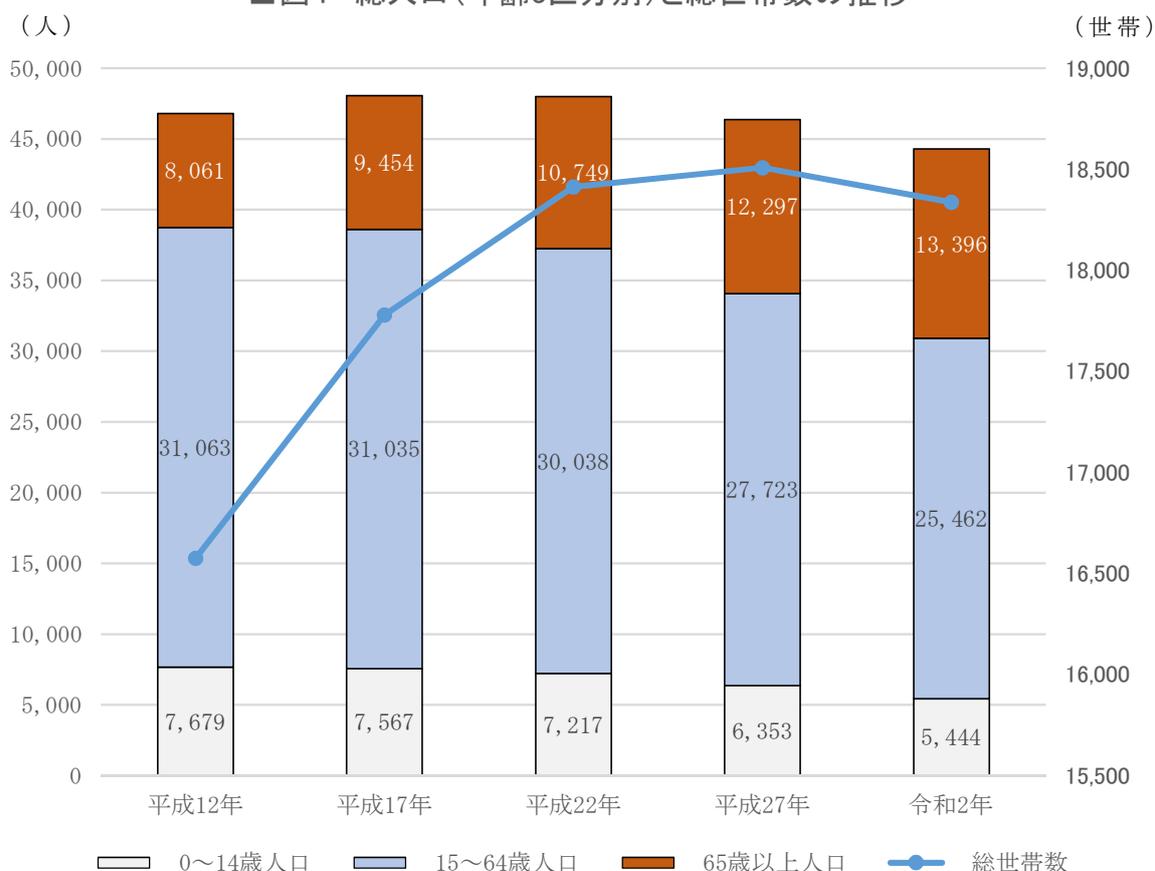
項 目			平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口※1			46,804	48,056	48,032	46,390	44,302
年 齢 別 人 口 ※2	0～14歳人口 (年少人口)	実数	7,679	7,567	7,217	6,353	5,444
		割合	16.4%	15.7%	15.0%	13.7%	12.3%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	実数	31,063	31,035	30,038	27,723	25,462
		割合	66.4%	64.6%	62.6%	59.8%	57.5%
	65歳以上人口 (高齢者人口)	実数	8,061	9,454	10,749	12,297	13,396
		割合	17.2%	19.7%	22.4%	26.5%	30.2%
総世帯数(世帯)			16,575	17,779	18,412	18,508	18,337

※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しません。

※2 国勢調査では「65歳以上人口」を「老年人口」と表記しますが、本計画では「高齢者人口」としています。

(出典：国勢調査結果)

■図1 総人口(年齢3区分別)と総世帯数の推移



(出典：国勢調査結果)

(2) 年齢別人口

国勢調査による5歳毎の年齢階層別人口を見ると、10年前の平成12年と令和2年の比較では、最も減少しているのは「25～29歳」の△1,665人で、「30～34歳」△1,413人、「0～4歳」△991人と続いています。この「25～34歳」の減少が、「0～4歳」の減少の一因となっていると考えられます。

増加している年齢階層では、「70～74歳」(1,073人増)が最も多く、「80～84歳人口」(1,023人増)、「85～89歳人口」(956人増)と続いています。

全体的に45歳未満では全ての年齢階層で減少し、55歳以上では全ての年齢階層で増加している状況となっており、高齢化が顕著に表れている結果となっています。

■表2 年齢(5歳階層)別人口の推移

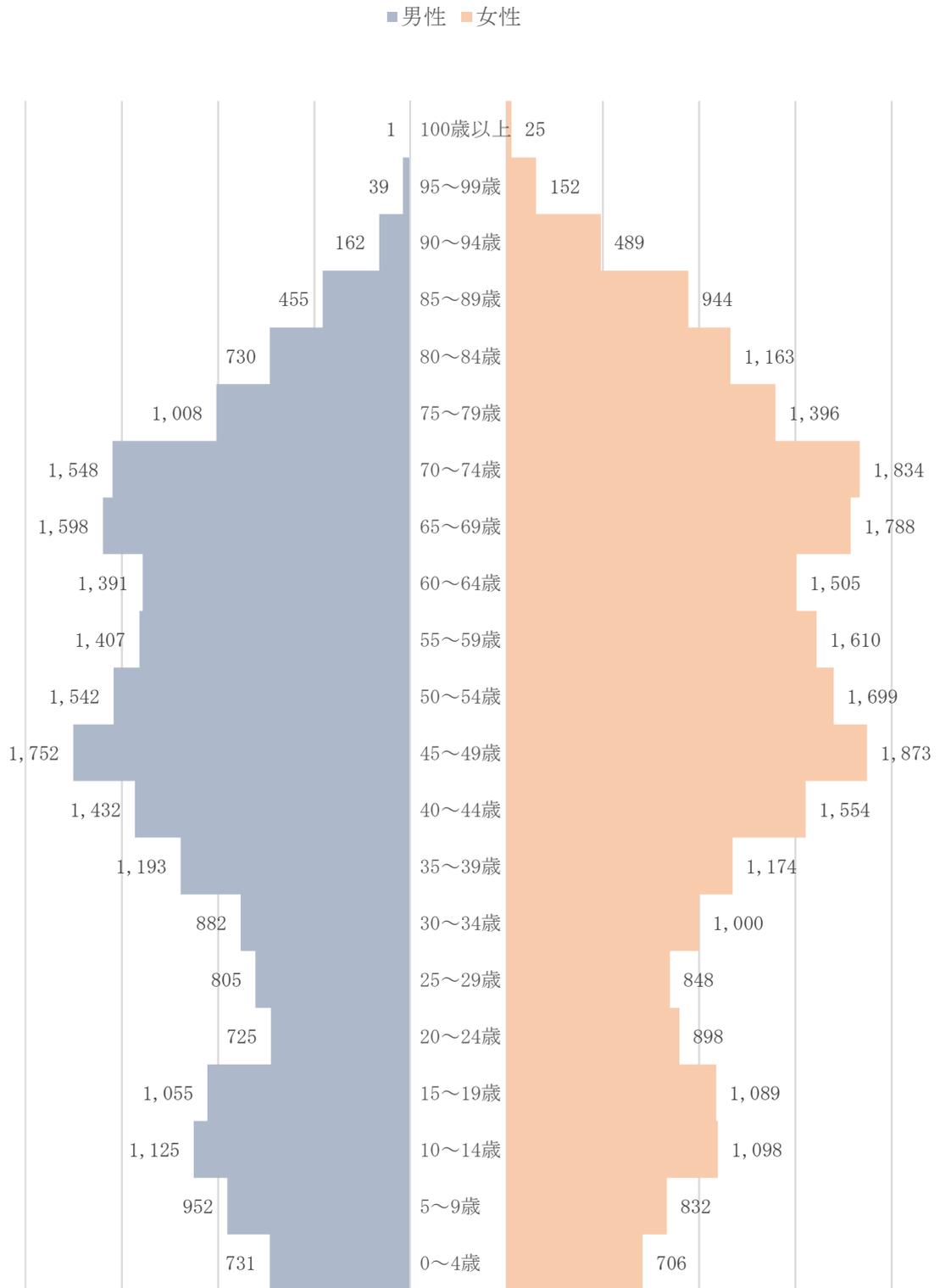
(単位：人)

年齢階層	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	平成27年 ④	令和2年 ⑤	⑤-①
0～4歳	2,428	2,298	2,132	1,705	1,437	△991
5～9歳	2,621	2,602	2,446	2,176	1,784	△837
10～14歳	2,630	2,667	2,639	2,472	2,223	△407
15～19歳	2,693	2,424	2,376	2,290	2,144	△549
20～24歳	2,480	2,168	1,783	1,702	1,623	△857
25～29歳	3,318	2,817	2,247	1,830	1,653	△1,665
30～34歳	3,295	3,597	3,020	2,319	1,882	△1,413
35～39歳	3,244	3,413	3,778	2,994	2,367	△877
40～44歳	3,029	3,283	3,408	3,754	2,986	△43
45～49歳	3,576	3,004	3,197	3,307	3,625	49
50～54歳	3,718	3,619	2,926	3,098	3,241	△477
55～59歳	2,916	3,761	3,545	2,904	3,017	101
60～64歳	2,794	2,949	3,758	3,525	2,896	102
65～69歳	2,700	2,741	2,867	3,616	3,386	686
70～74歳	2,309	2,506	2,538	2,686	3,382	1,073
75～79歳	1,519	2,037	2,262	2,292	2,404	885
80～84歳	870	1,265	1,691	1,863	1,893	1,023
85～89歳	443	614	928	1,197	1,399	956
90～94歳	181	221	370	506	651	470
95～99歳	36	63	80	121	191	155
100歳以上	3	7	13	16	26	23
年齢不詳	1	-	28	17	92	91
総数	46,804	48,056	48,032	46,390	44,302	△2,502

(出典：国勢調査結果)

■図2 人口ピラミッド

(単位：人)



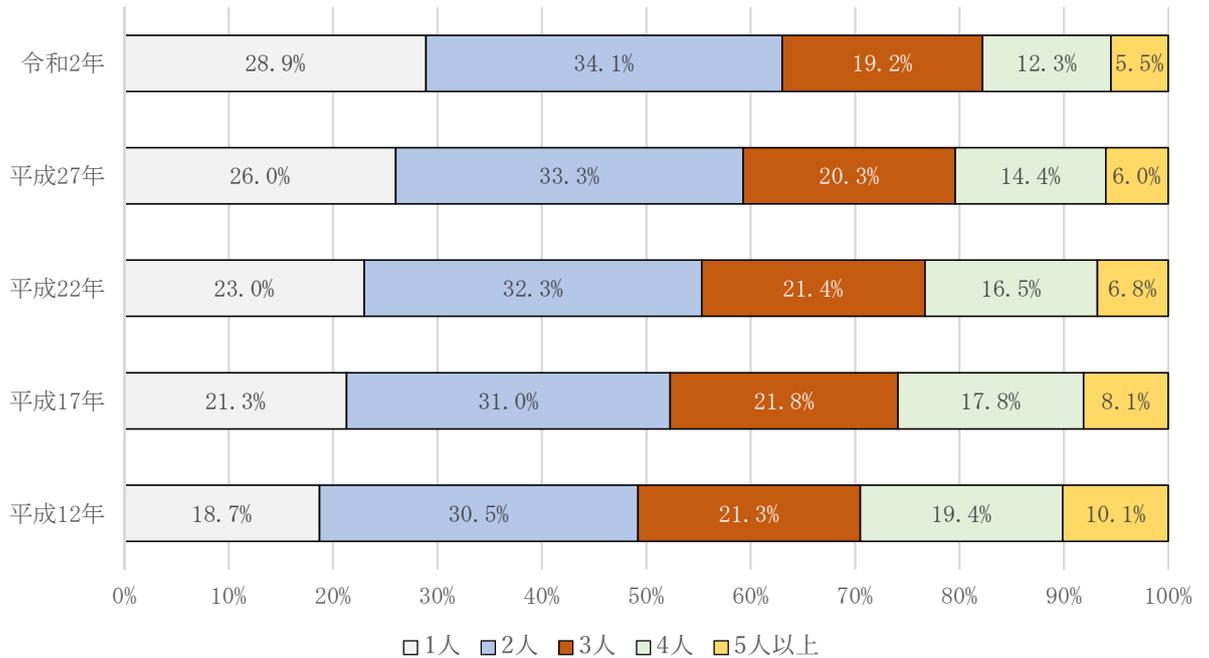
(出典：令和2年度国勢調査結果)

(3) 世帯人員の推移

世帯人員の推移をみると、1人世帯がこの20年間で10.2ポイント、2人世帯は3.6ポイント増加しており、逆に4人世帯は7.1ポイント、5人以上の世帯は4.6ポイント減少しています。(図3)

少人数世帯の増加が顕著に表れています。

■図3 世帯人員の推移



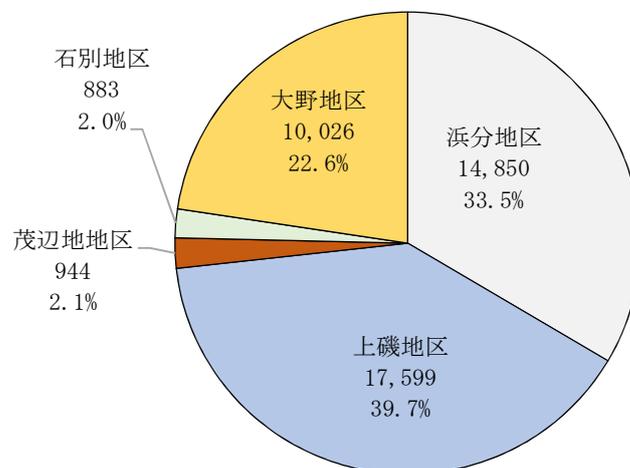
(出典：国勢調査結果)

(4) 地区別人口

令和2年の国勢調査による北斗市内の人口は、上磯地区 17,599 人、浜分地区 14,850 人、大野地区 10,026 人、茂辺地地区 944 人、石別地区 883 人となっています。(図4)

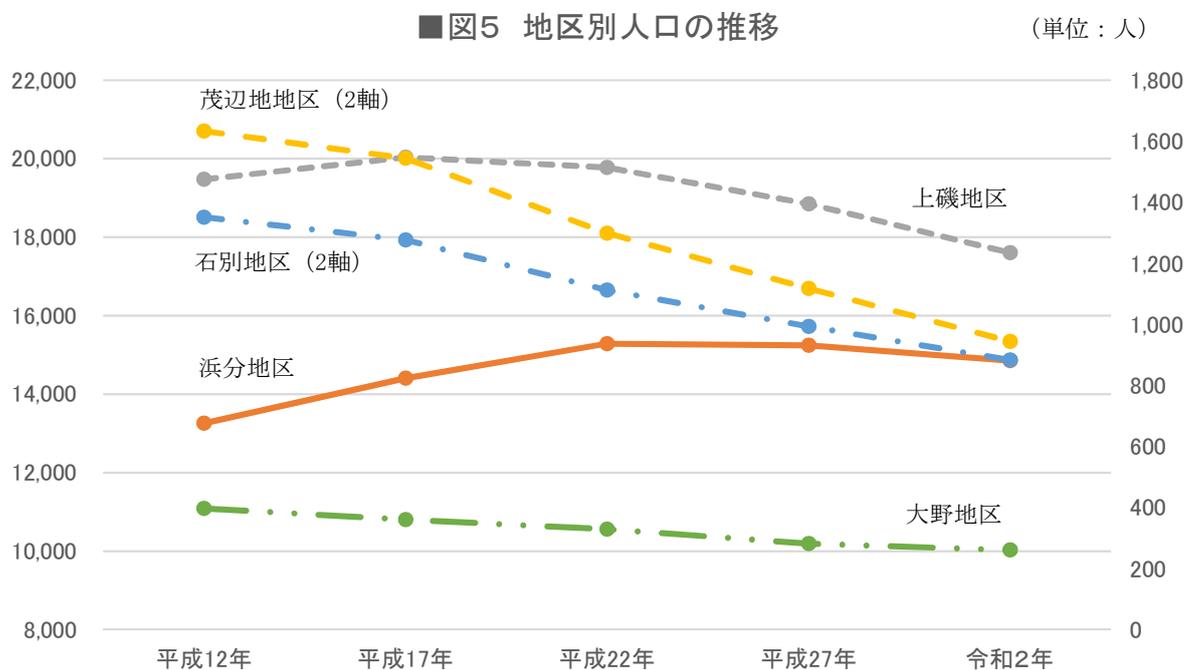
■図4 地区別人口分布

(単位：人)



(出典：令和2年度国勢調査結果)

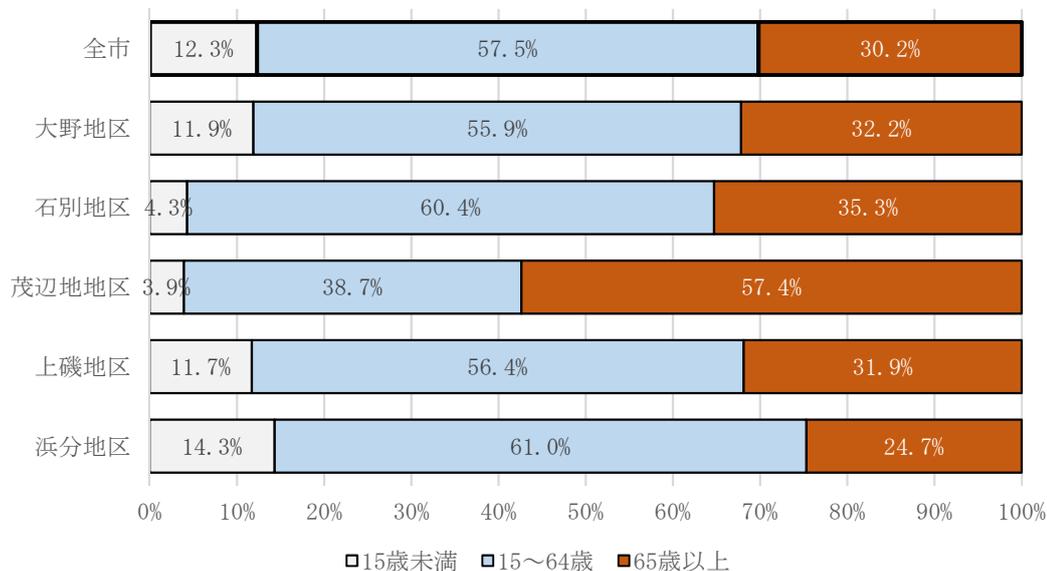
各地区の人口の推移を見ると、浜分地区は平成27年まで、上磯地区は平成17年まで地区人口が増加していましたが、近年は各地区とも減少となっています。（図5）



(出典：国勢調査結果)

年齢（3区分）別人口割合を見ると、全体では30.2%が高齢者となっていますが、茂辺地地区は57.4%と高齢化が著しい地域となっており、浜分地区は24.7%と低い地域となっています。（図6）

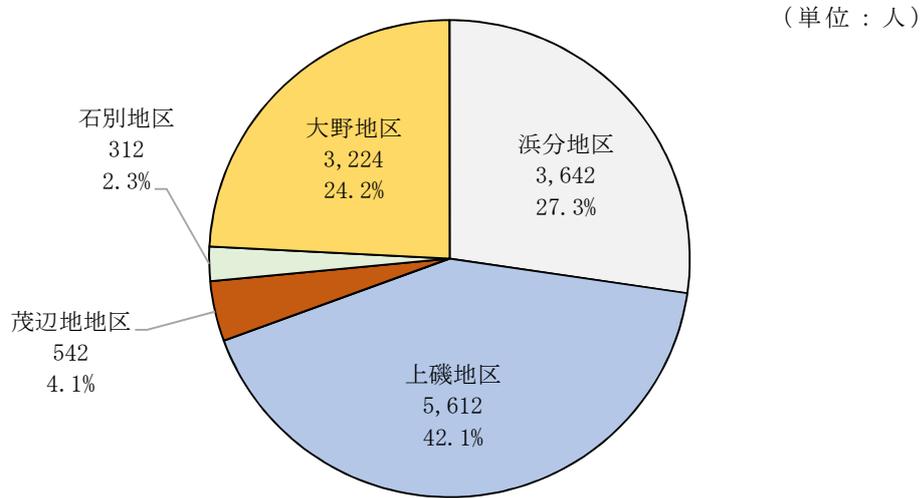
図6 年齢(3区分)別人口割合



(出典：令和2年度国勢調査結果)

65歳以上の人口を地区別に見ると、浜分地区が33.5%（図4参照）から27.3%と全市に占める割合が減少し、その他の全ての地域は増加している。

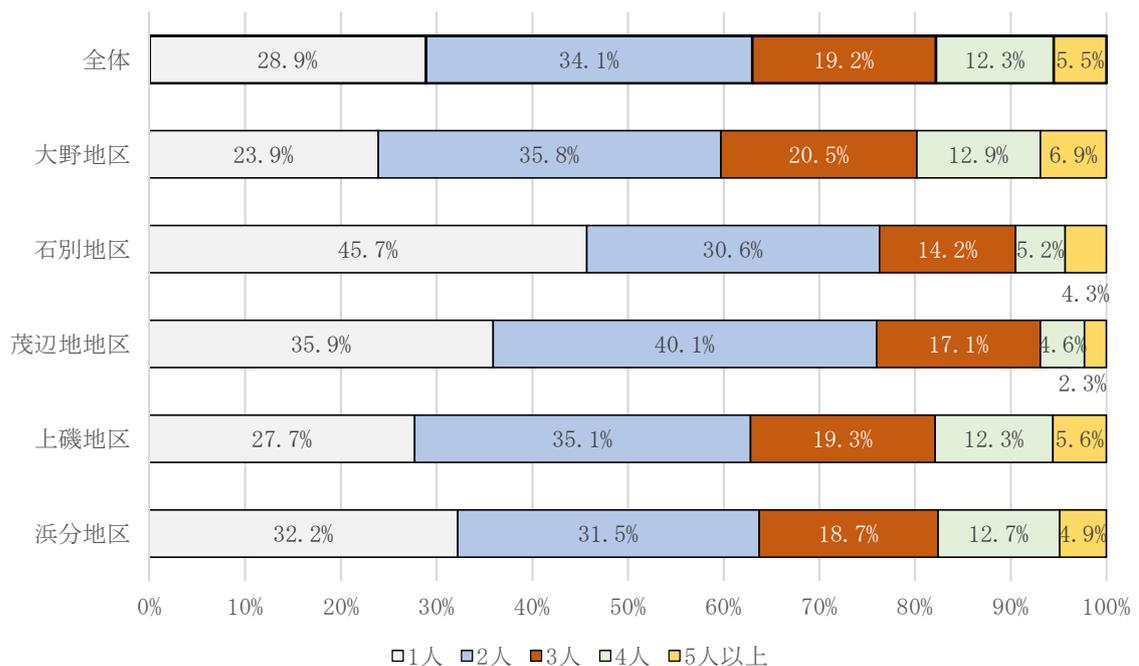
■ 図7 地区別65歳以上の人口分布



(出典：令和2年度国勢調査結果)

地区別の世帯構成割合を見ると、石別・茂辺地地区で2人以下の世帯の割合が多くなっている。(図7)

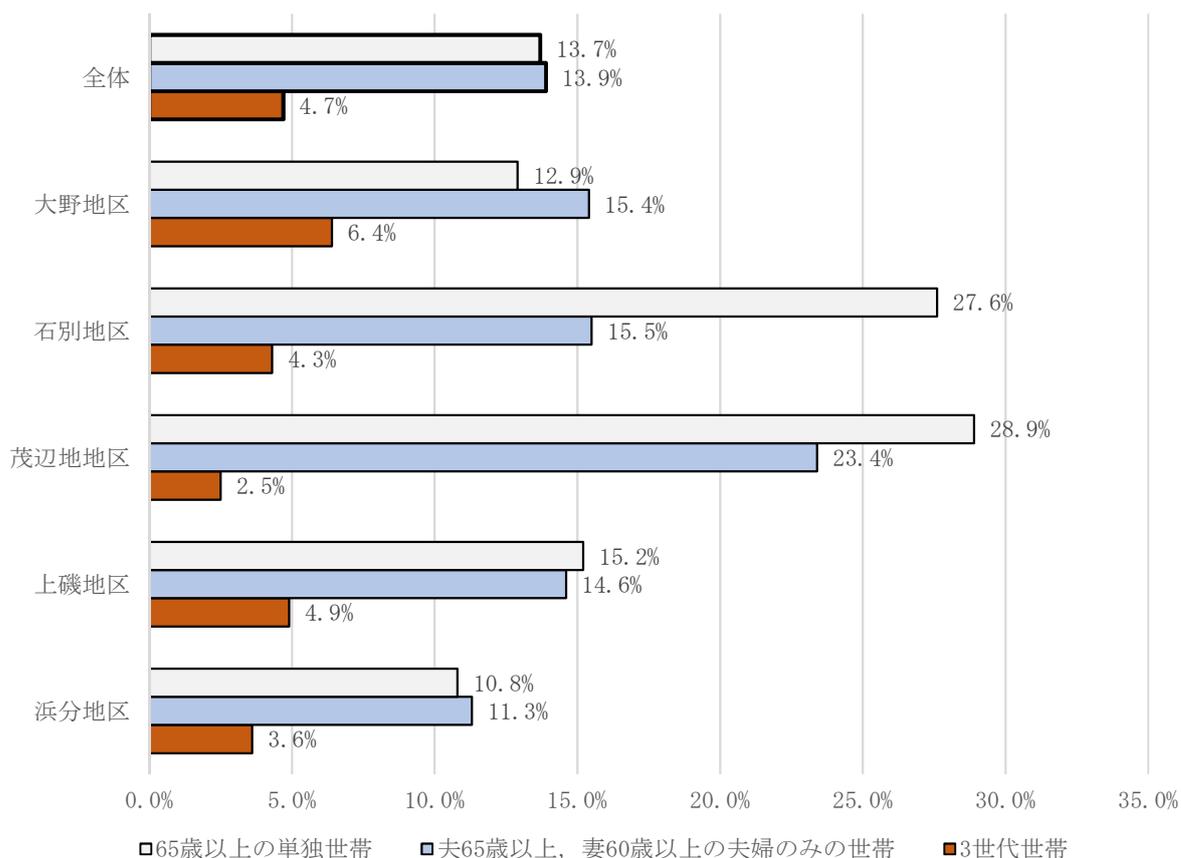
図8 世帯構成比率(世帯人員別)



(出典：令和2年度国勢調査結果)

世帯類型の内、3世代世帯、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯、65歳以上の単独世帯の割合を見ると、石別地区で65歳以上の単独世帯の割合、茂辺地地区で65歳以上の単独世帯の割合と夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯の割合が多くなっている。大野地区では3世代世帯の割合が多く、65歳以上の単独世帯の割合が少なくなっている。(図8)

図9 地区別家族類型の割合



(出典：令和2年度国勢調査結果)

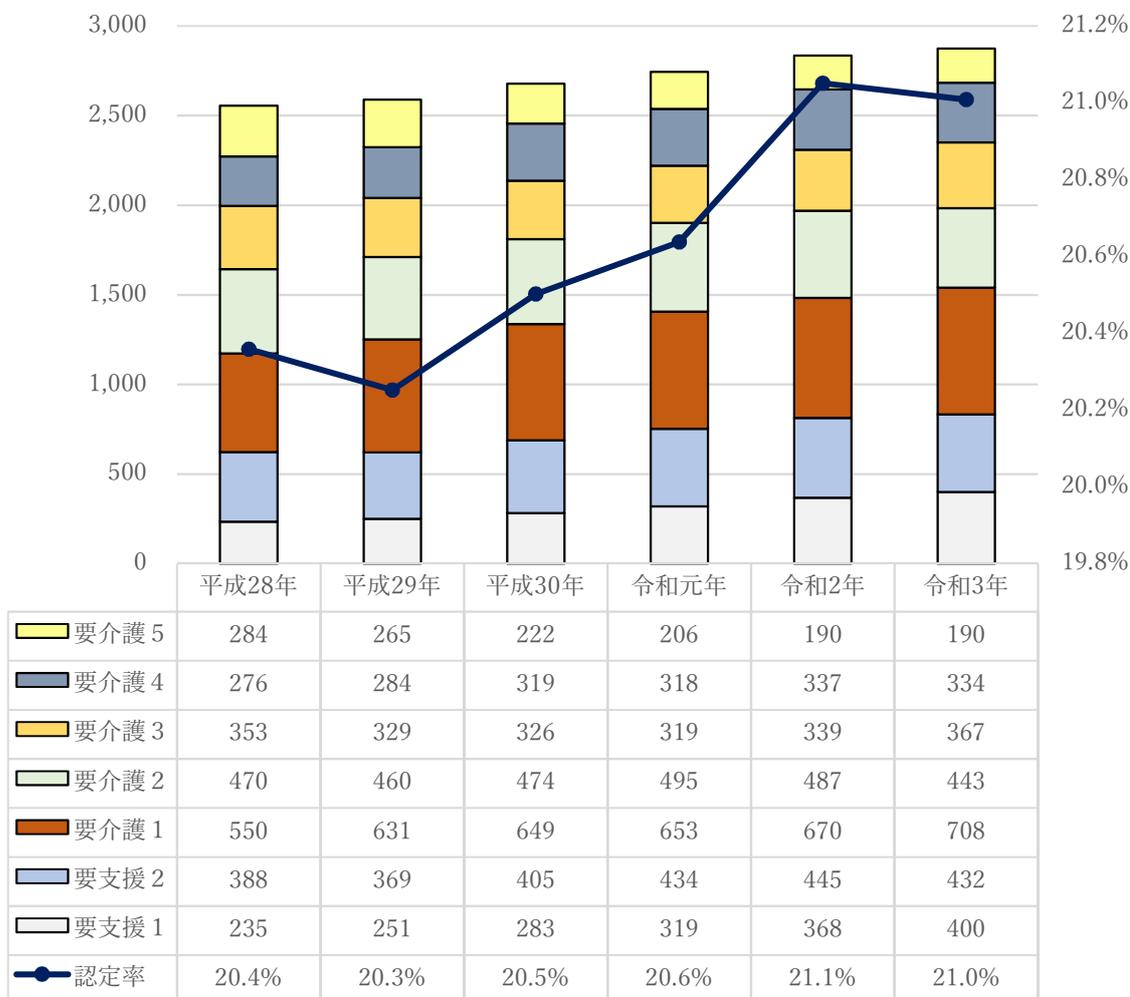
なお、本計画に用いている地区は「中学校区」を基準とし、各地区の範囲は次の字名の通りとします。

- 浜分地区 …… 七重浜、追分
- 上磯地区 …… 久根別、東浜、中央、中野通、飯生、常盤、大工川、押上、公園通、添山、中野、清川、谷好、昭和、桜岱、水無、三好、富川、柳沢、館野
- 茂辺地地区 …… 茂辺地、矢不來、茂辺地市ノ渡、湯ノ沢
- 石別地区 …… 当別、三ツ石
- 大野地区 …… 本町、南大野、向野、本郷、白川、細入、文月、村内、市渡、稲里、村山、中山、萩野、東前、開発、清水川、千代田、一本木

(5) 要介護認定者の状況

要介護（支援）認定者数は年々増加しており、平成28年では2,556人で、認定率（1号被保険者に占める割合）は20.4%でしたが、令和3年では2,874人、21.0%まで増加しています。

■ 図10 介護認定の推移

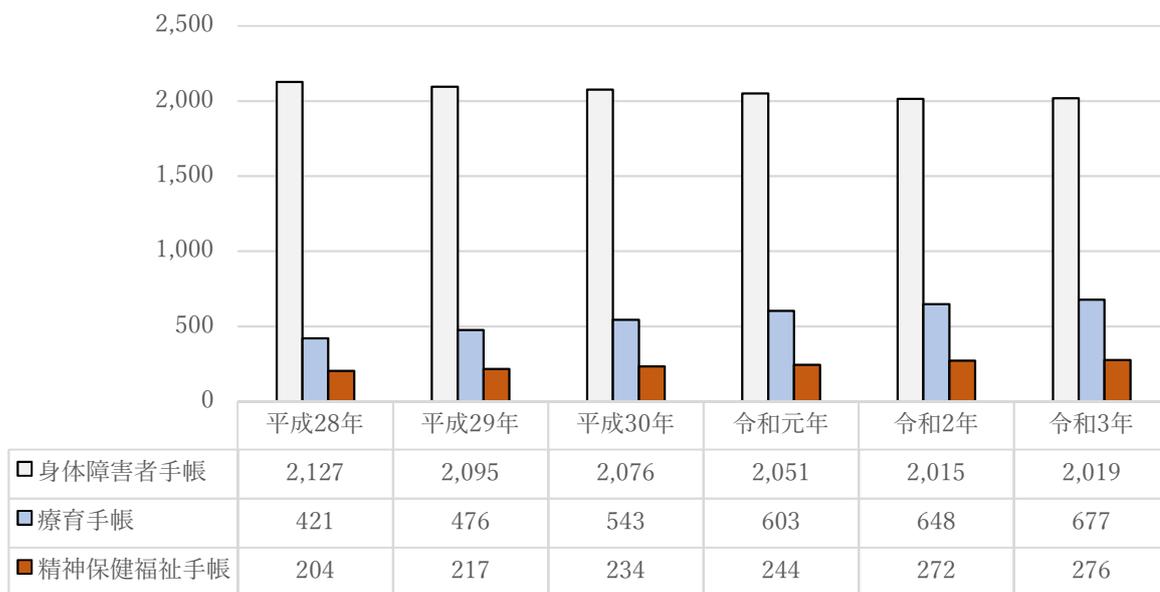


(出典：北斗市)

(6) 障害者手帳の交付状況

平成28年から比較すると身体障害者手帳の交付者は減少傾向にあります。療育手帳と精神保健福祉手帳の交付者は毎年増加しています。

■ 図11 障害者手帳交付の推移

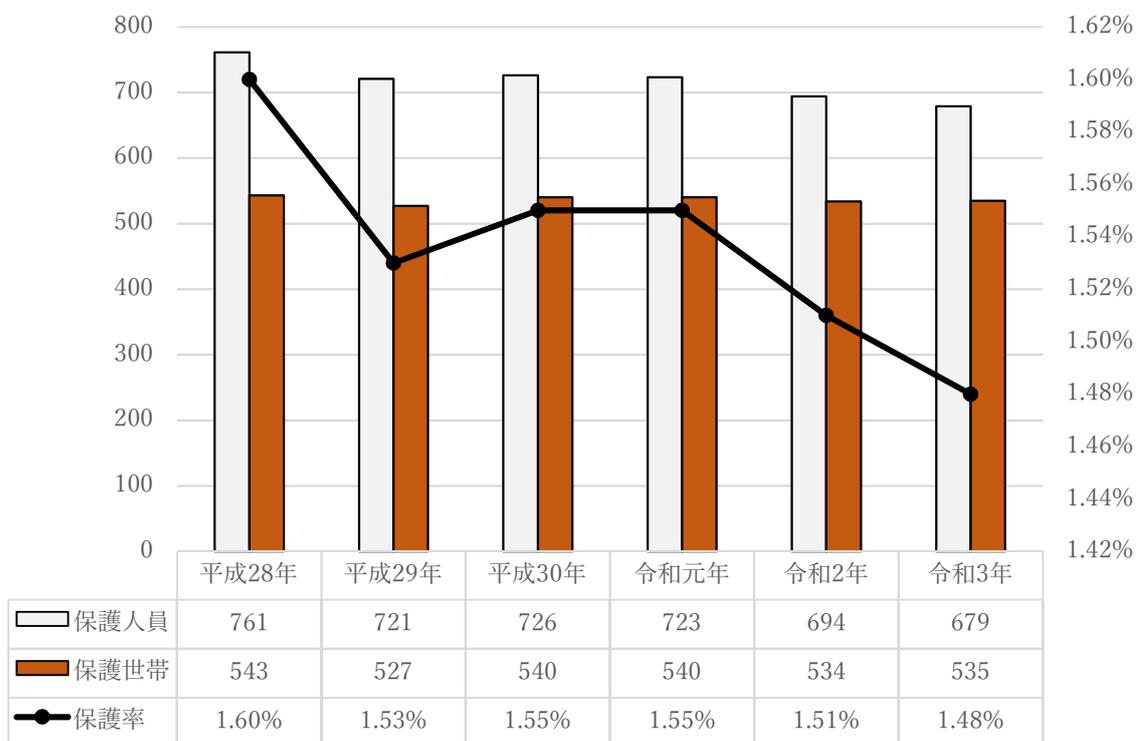


(出典：北斗市)

(7) 生活保護者の状況

生活保護世帯数は横ばいとなっていますが、保護人員、保護率とも概ね減少傾向にあります。

■ 図12 生活保護の推移



(出典：北斗市)

(8) 福祉施設等の状況

本市で活動している福祉施設等は次のとおりとなっています。

■表3 介護保険サービス等提供事業所

(単位：件)

区 分		浜分地区	上磯地区	茂辺地区	石別地区	大野地区	総数
通 所 ・ 訪 問 系	居宅介護支援	4	5	-	-	3	12
	訪問介護・介護予防訪問介護	2	4	-	-	-	6
	訪問看護・介護予防訪問看護	2	1	-	-	-	3
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	1	-	-	-	-	1
	通所介護・介護予防通所介護	5	3	-	-	3	11
	地域密着型通所介護	-	1	-	-	1	2
	認知症対応型通所介護	-	1	-	-	-	1
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	1	-	-	-	1	2
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	2	1	-	-	3	6
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	1	-	-	-	1	2
	小規模多機能型居宅介護	2	3	-	-	2	7
特定福祉用具販売(貸与)・介護予防特定福祉用具販売(貸与)	3	1	-	-	-	4	
施 設 系	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	1	-	-	1	3
	地域密着型介護老人福祉施設	1	1	-	-	2	4
	介護老人保健施設	1	-	-	-	1	2
	認知症高齢者グループホーム	4	1	-	-	3	8
	特定施設入居者生活介護	2	4	-	-	1	7
	ケアハウス	-	2	-	-	-	2

出典：北斗市（令和4年12月末現在）

■表4 介護保険サービス以外の高齢者向け事業所

(単位：件)

区 分	浜分地区	上磯地区	茂辺地区	石別地区	大野地区	総数
サービス付き高齢者住宅	3	2	-	-	1	6
移送サービス	-	1	-	-	-	1
福祉有償運送事業	-	3	-	-	-	3

出典：北斗市（令和4年12月末現在）

■表5 障害福祉サービス等提供事業所

(単位：件)

区 分	浜分地区	上磯地区	茂辺地区	石別地区	大野地区	総数
居宅介護	2	4	-	-	-	6
重度訪問介護	2	2	-	-	-	4
短期入所（ショートステイ）	2	2	-	8	4	16
生活介護	2	2	-	6	1	11
就労継続支援（A型・B型）	5	3	-	1	1	10
同行援護	-	1	-	-	-	1
地域移行支援	-	2	-	-	-	2
地域定着支援	-	2	-	-	-	2
計画相談支援	-	2	-	-	-	2
共同生活援助（グループホーム）	2	1	-	2	3	8
施設入所支援	-	-	-	6	1	7

出典：北斗市（令和4年12月末現在）

■表6 児童福祉施設及び教育機関施設等

(単位：園、校、箇所)

区 分	浜分地区	上磯地区	茂辺地区	石別地区	大野地区	総数
幼稚園	1	1	-	-	1	3
認定こども園	2	-	-	-	-	2
認可保育所	-	4	-	-	2	6
小学校	1	4	1	1	4	11
中学校	1	1	1	1	1	5
高等学校	1	1	-	-	1	3
高等支援学校（分校を含む）	-	1	-	1	-	2
放課後児童クラブ	5	7	-	1	4	17
地域子育て支援センター （拠点施設、出張ひろばを含む）	1	2	-	-	3	6

出典：北斗市（令和4年12月末現在、休止施設を除く）

■表7 医療機関

(単位：軒)

区 分	浜分地区	上磯地区	茂辺地区	石別地区	大野地区	総数
一般診療医院	5	5	-	1	3	14
小児科医院	1	1	-	-	-	2
耳鼻咽喉科医院	-	2	-	-	-	2
眼科医院	-	1	-	-	-	1
整形外科医院	-	2	-	-	1	3
歯科診療所	6	7	-	1	3	17

出典：北海道医療機能情報システム（令和4年12月末現在）

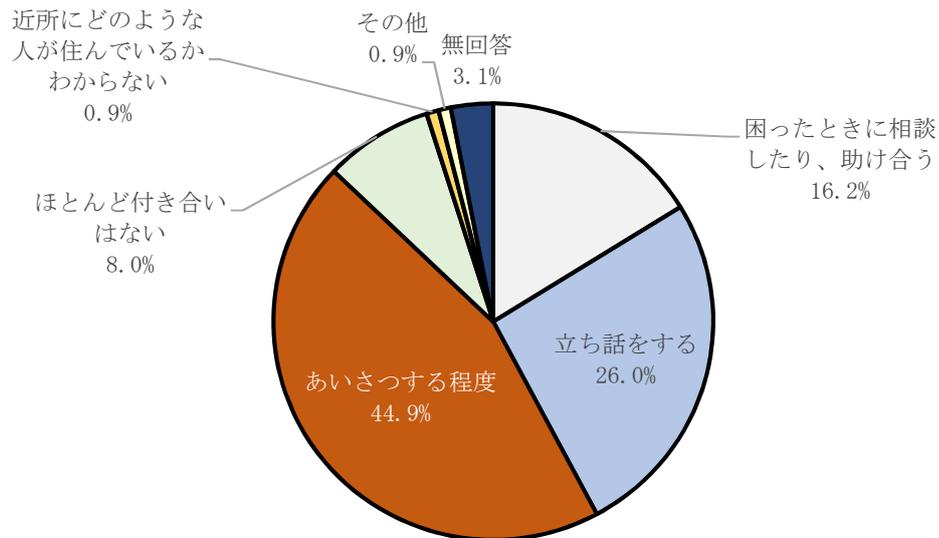
3 地域福祉を推進するにあたっての現状と課題

以下のデータは、北斗市が第3期地域福祉計画を策定するため行ったアンケート調査結果を基に作成しています。

(1) 地域との関わりについて

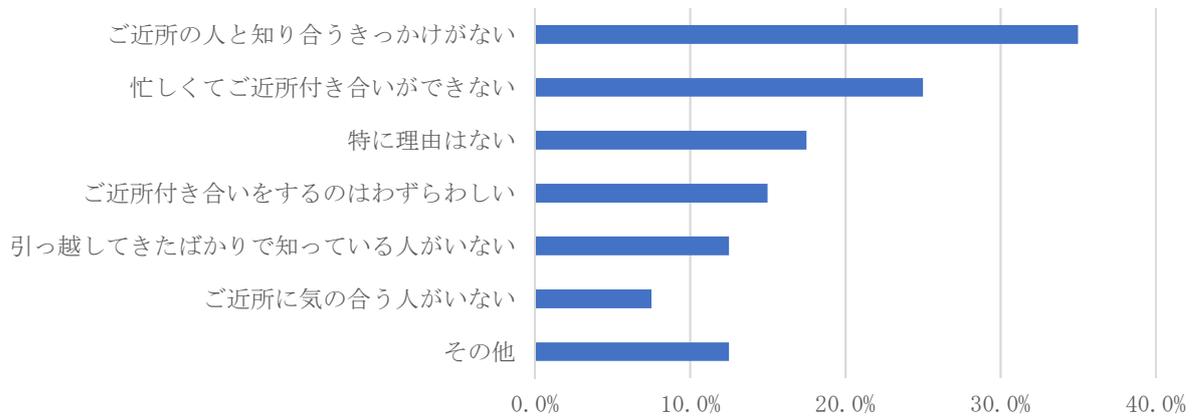
「地域の人とどのような付き合いをしているか」の問いに対して、「あいさつする程度」が44.9%で最も多く、次いで「立ち話をする」が26.0%、「困ったときに相談したり、助け合う」が16.2%となっています。5年前のアンケート調査では「顔を合わせるとあいさつをしている」が51.6%、「会えば立ち話をしている」が29.2%だったことから、いずれも減少傾向にあります。

■図13 ご近所の方との付き合い方



「近所付き合いがほとんどない」、「近所にどのような人が住んでいるかわからない」と回答した人に、あまり深いご近所付き合いがない主な理由を尋ねたところ、「知り合うきっかけがない」が35.0%と最も多く、次いで「忙しくてご近所付き合いができない」が25.0%と続いています。

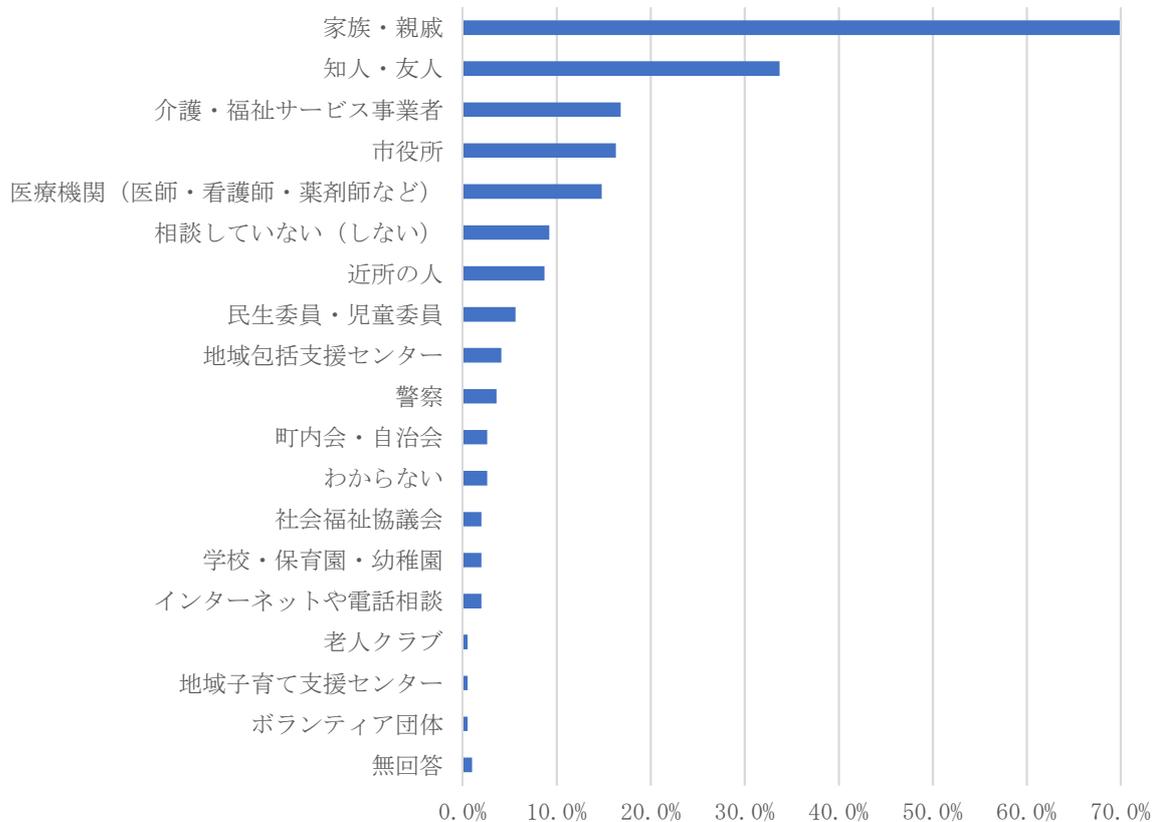
■ 図14 近所付き合いがない理由



(2) 日常生活での困りごと

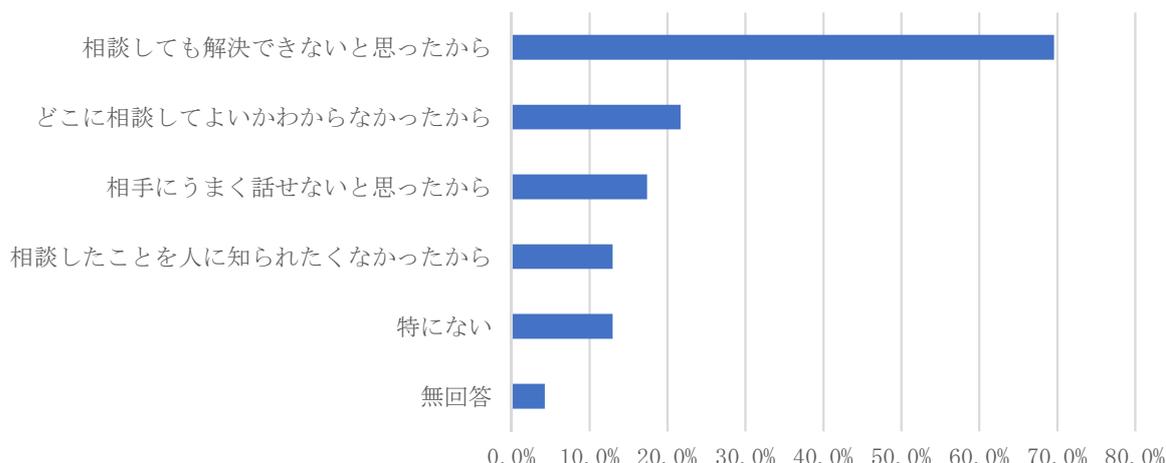
日常生活における困った際の相談相手については、「家族・親戚」が69.9%と最も多く、次いで「知人・友人」の33.7%となっています。地域包括支援センターは4.1%、社会福祉協議会は2.0%でした。

■ 図15 日常生活で困ったときの相談相手



「相談していない」、「わからない」と答えた人に理由を尋ねたところ、「相談しても解決できないと思ったから」が69.6%で最も多く、「どこに相談してよいかわからなかったから」が33.7%となっています。

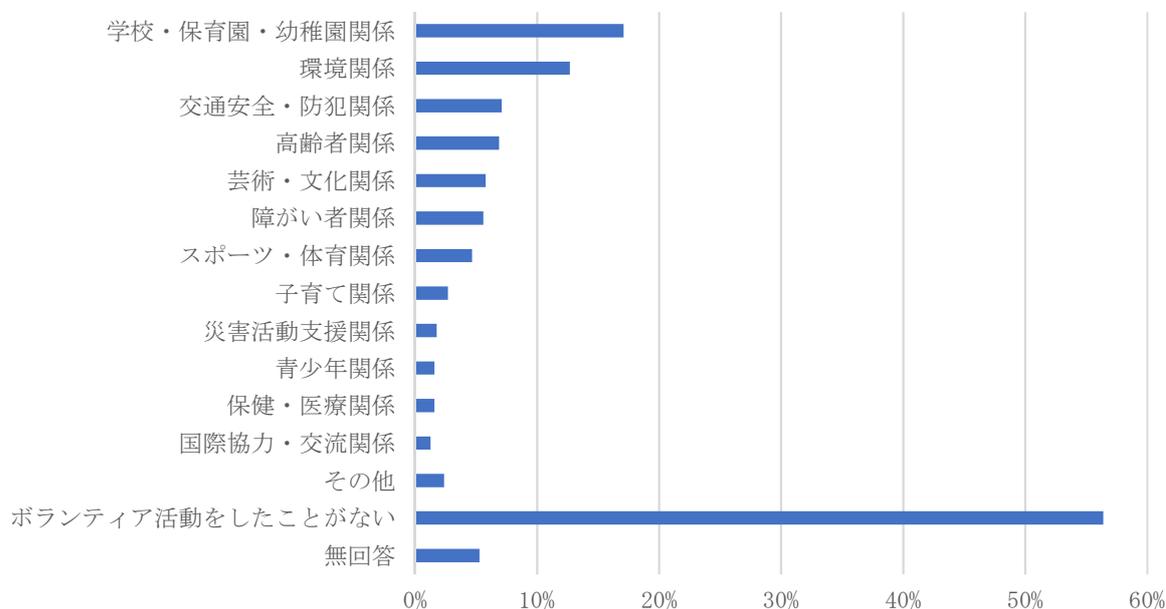
■ 図16 相談しない理由



(3) ボランティア活動について

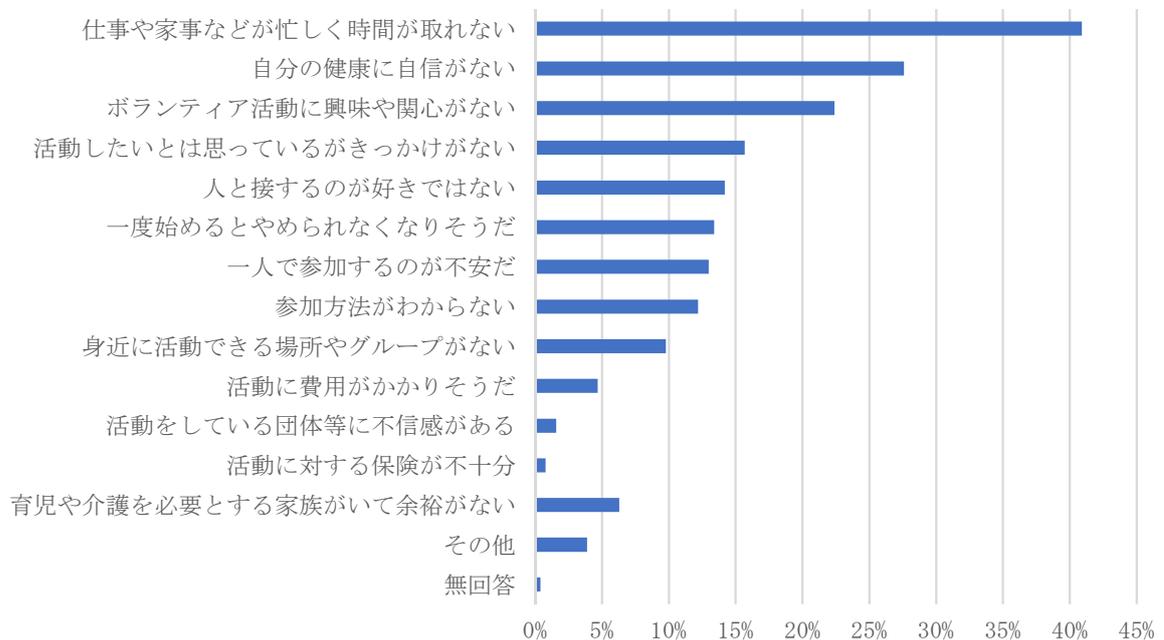
経験したことがあるボランティア活動については、P T A活動、行事の手伝いなどの「学校・保育園・幼稚園関係」が 17.1%と最も多く、次いで自然愛護や美化運動、リサイクル運動などの「環境関係」が 12.7%となっています。また、「ボランティア活動をしたことがない」という人も 56.4%と、半数以上を占めています。

■ 図17 経験したことがあるボランティア活動



ボランティア活動をしたことがないと答えた人に理由を尋ねたところ、「仕事や家事などが忙しく時間が取れないから」が 40.9%と最も多く、次いで「自分の健康に自信がないから」が 27.6%、「ボランティア活動にあまり興味や関心がないから」が 22.4%と続いています。

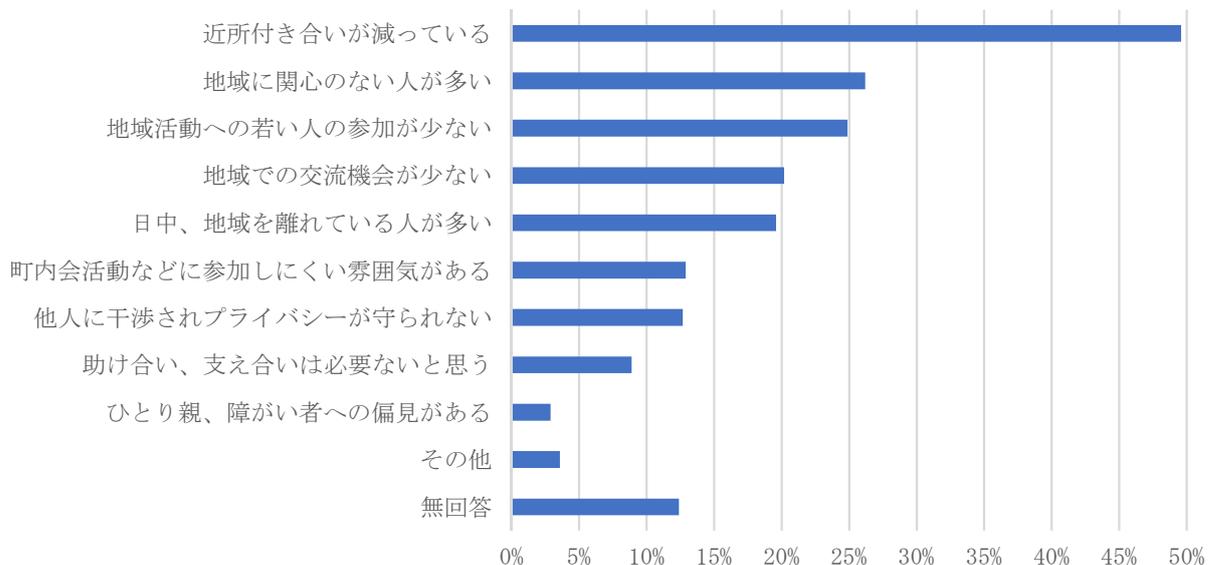
■ 図18 ボランティア活動に参加したことがない理由



(4) 住みよい地域社会の実現について

住みよい地域社会実現のために問題となることについては、「近所付き合いが減っている」が 49.6%で最も多く、次いで「地域に関心のない人が多い」が 26.2%、「地域活動への若い人の参加が少ない」が 24.9%となっています。

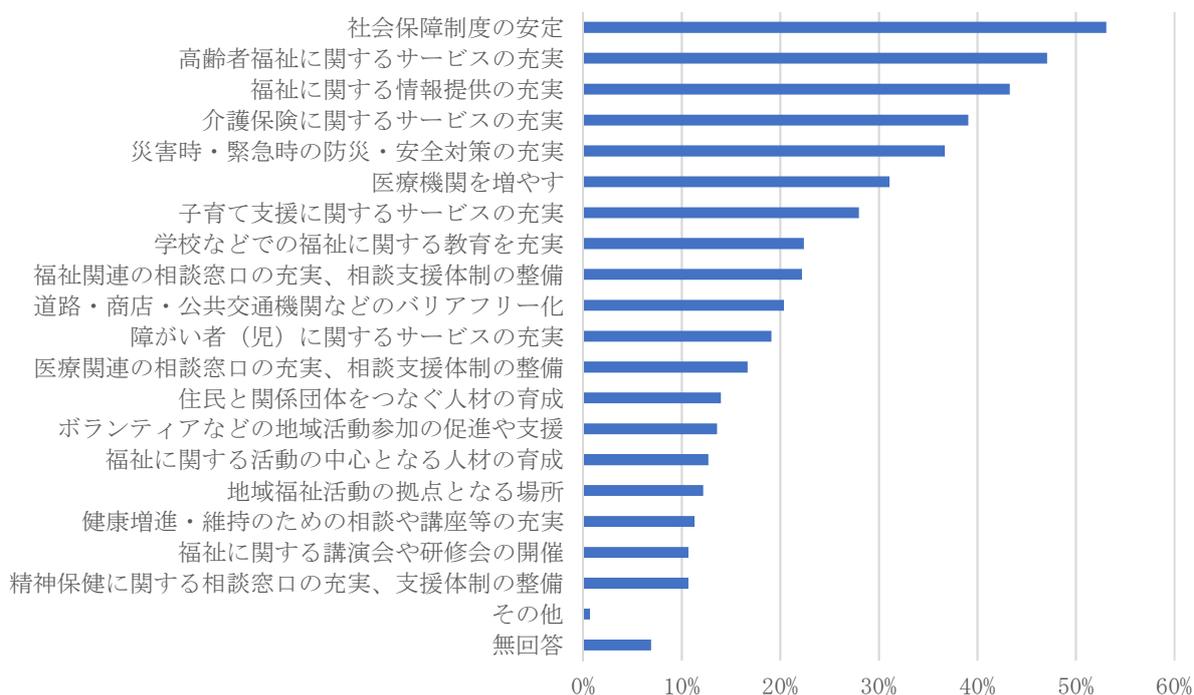
■ 図19 地域社会を実現していくうえで問題となること



(5) 住み慣れた地域で安心して生活するために重要なこと

地域で安心して生活していくために重要だと思うことについては、「社会保障制度の安定」が53.1%で最も多く、次いで「高齢者福祉に関するサービスの充実」が47.1%、「福祉に関する情報提供を充実」が43.3%となっており、悩みや不安のない地域生活を送るうえでの市民と行政、関係団体との協働・連携による取り組みや情報・サービスの提供が求められています。

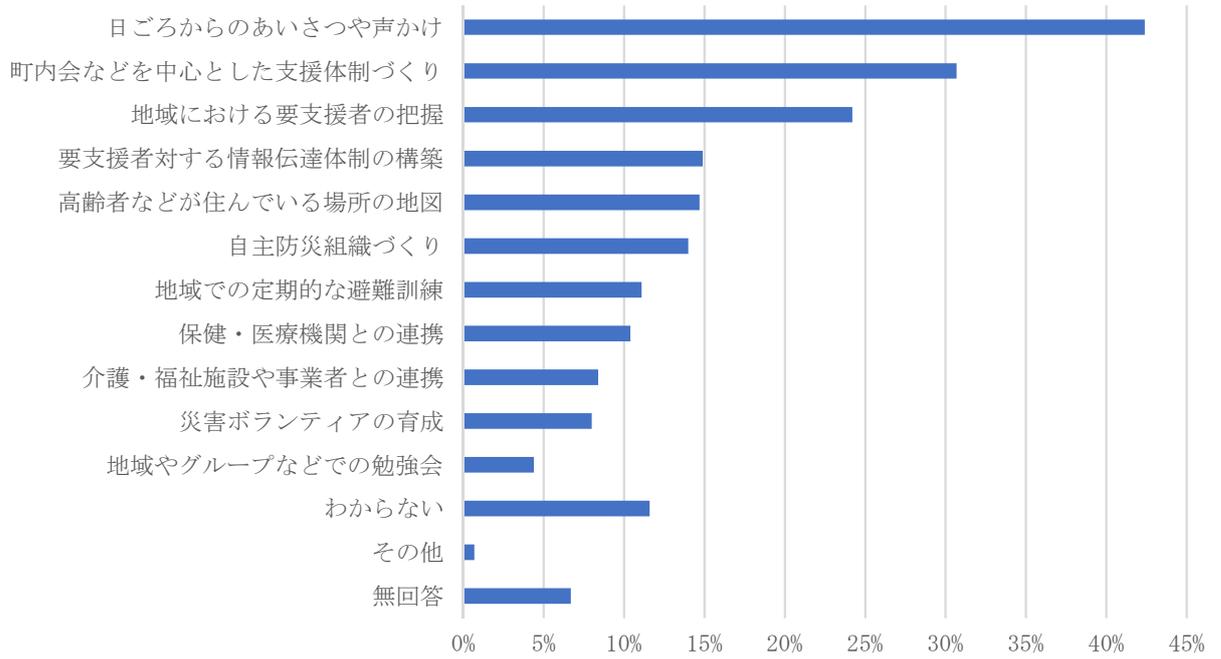
■ 図 20 地域社会を実現していくうえで問題となること



(6) 災害への対策について

災害が発生したときに、地域住民の助け合いのために必要な備えとしては、「日ごろからのあいさつや声かけ」が42.4%で最も多く、次いで「町内会などを中心とした支援体制づくり」が30.7%、「地域における災害時に支援が必要な人の把握」が24.2%となっています。

■ 図21 助け合いのために必要な備え

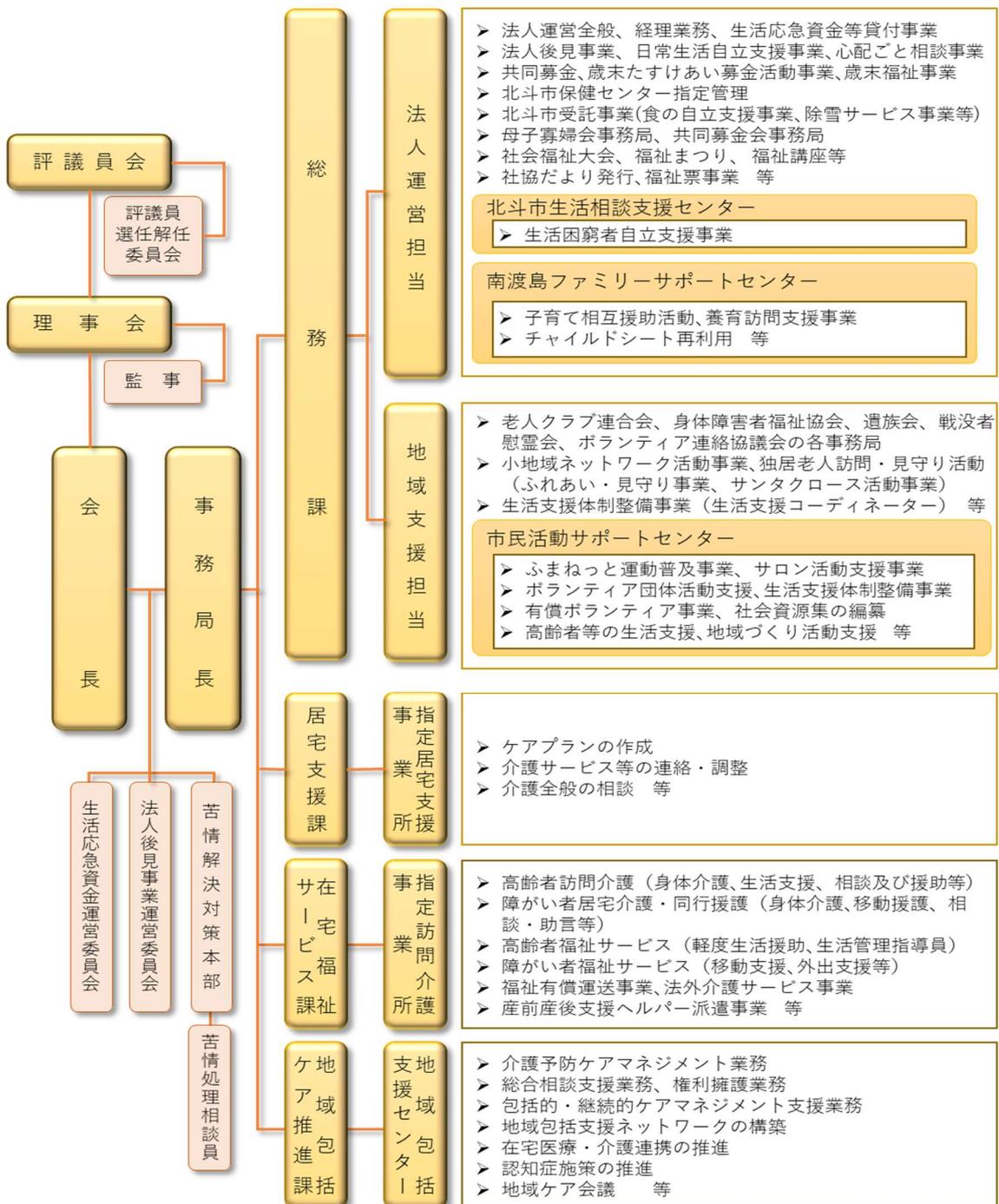


4 北斗市社会福祉協議会の現状と課題

(1) 社会福祉協議会の組織と主な事業内容

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする」営利を目的としない民間組織で、全国、都道府県、市区町村にそれぞれ設置されています。

北斗市社会福祉協議会 組織図



(2) 社会福祉協議会の課題

本会の事務局は、4課体制（前頁「組織図」参照）で運営を行っており、法人運営部門を担当する総務課を除く3課は、介護保険事業を主な業務としています。

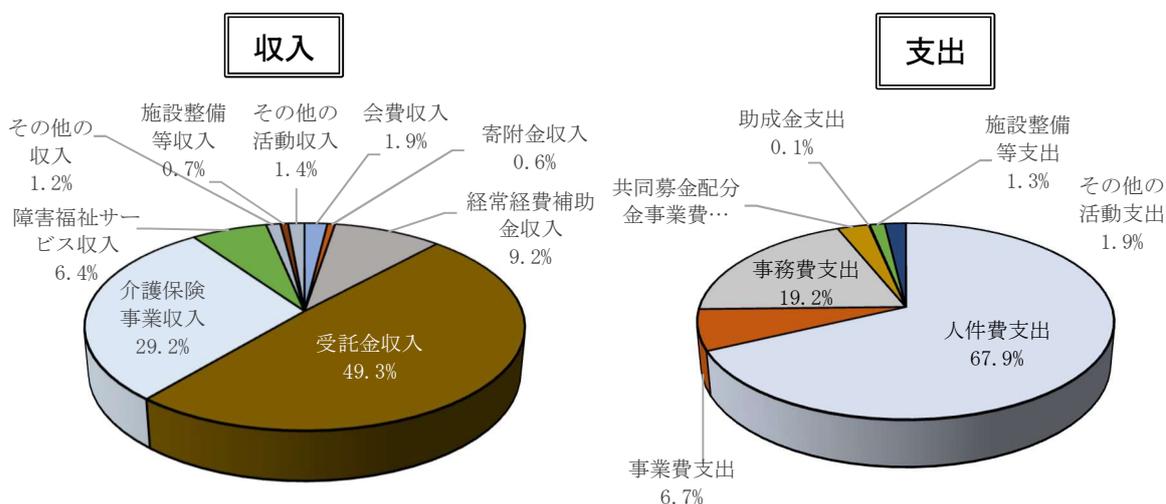
本会の財源は、法人運営部門では、会費と共同募金配分金、補助金、受託金収入が主なものとなっており、それ以外の部署は、介護保険事業に係る事業収入と受託金収入となっています。

法人運営部門の業務は、地域で活動している母子寡婦会や老人クラブ連合会など福祉団体の事務局業務のほか、高齢者の見守り事業や心配ごと相談所の開設、市民活動サポートセンターでの有償ボランティア事業や買い物支援事業、配食サービス事業や除雪サービス事業といった市からの受託事業など多岐にわたっています。

受託事業では、生活困窮者自立支援事業やファミリー・サポート・センター事業などのように人件費相当を含んだ受託事業もありますが、そのほとんどは、人件費を含んでいません。人件費については市からの補助金としてその一部を助成していただいております、不足分については福祉基金を取り崩して運営していますが、その他の活動事業費については会費や共同募金配分金などの自主財源を活用しています。しかし、これらの自主財源は本会設立以来年々減少を続けており、令和3年度の決算では、設立当初と比較して8割程度まで減少しています。

また、本会が経営する居宅介護支援事業所、訪問介護事業所では介護報酬の減少から資金収支の不足が続いており、令和3年度からは財政調整基金を取り崩して収支の均衡を図っています。これまで介護報酬加算の増加や人件費の削減など行い健全経営に努めていますが、今後の状況次第では更なる経営努力が必要となってきます。

■図 22 令和3年度法人全体の決算状況



第4章

計画の目標設定について

1 基本理念

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるようにするためには、市民一人ひとりが、日頃から、ともに助け合っていく仕組みづくりを地域の中で主体的に築いていく必要があります。

北斗市においても、少子高齢化と転出超過などによって人口の減少が続いており、全市での人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）が30%を超えています。また、茂辺地地区では、50%を超えるなど、元気な高齢者が中心となって地域を支えていかなければならない状況になっています。

かつて我が国には、地域や家庭、職場といった人々の生活の様々な場面において、「おたがいさま」などといった地域の相互扶助により、人々の暮らしが支えられてきた時代がありました。

基本理念である「ともに支え合い、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」は、第2期北斗市地域福祉実践計画の基本理念に掲げた基本理念を継承し、いま求められている「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めるために、かつての「おたがいさま」などといった地域の相互扶助を復活させて、住民一人ひとりの暮らしが生きがいをもって安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。

2 基本目標

- 1 ふれあい・支え合うまちづくり
- 2 認め合い・助け合う心を育む人づくり
- 3 連携・協働に向けた組織づくり

上記の基本目標1～3による具体的な事業展開は、既存の事業の見直しを行い、ニーズの変化に対応した福祉サービス・活動に改め、個々の事業の充実を図っていきます。

また、新たに必要とされる事業については、積極的に事業展開を図っていきます。

基本理念

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

基本目標

1 ふれあい・支え合うまちづくり

1	小地域ネットワーク活動の推進
2	サロン活動等の推進
3	子育て支援の充実
4	生活困窮者への支援の充実
5	心配ごと相談の充実

2 認め合い・助け合う心を育む人づくり

1	地域福祉に関する意識の醸成
2	福祉教育の推進
3	地域福祉活動の担い手の育成
4	権利擁護の推進
5	ボランティア人材の育成

3 連携・協働に向けた組織づくり

1	情報提供体制の充実
2	社会福祉法人や町内会等と協働
3	当事者や家族の会との連携
4	福祉団体等の事務局運営
5	重層的な課題解決に向けた連携
6	災害ボランティアセンターの設置に向けた連携

第5章

施策の展開について

基本目標1 ふれあい・支え合うまちづくり



本市の地域構造は、住宅や事業所が集積している都市型構造の地域と農村集落型構造の地域に大別されますが、その中に過疎化が進む地域も存在するなど地域性の違いから生活環境に大差があるため、それぞれの地域にあった地域福祉活動に取り組みます。

また、地域のつながりや絆を深めるため、住民同士がふれあい、いきいきと楽しく活動する、ふれあい・いきいきサロンなどの普及を図り、世代を超え、誰もが参加できる地域住民の憩いの場となるサロン活動を支える体制づくりに取り組みます。

【重点施策】

❖ 小地域ネットワーク事業の推進

集合住宅や宅地造成等で住民の異動が激しく、また、町内会未加入世帯の増加や共働き等で近隣住民間の交流が少ないため、日頃から顔を合わせる関係づくりが希薄になっています。災害等有事の際には近隣住民での助け合いが必要となります。そのため、町内会による小地域ネットワーク活動の推進を図り、地域における見守り活動の充実を図ります。

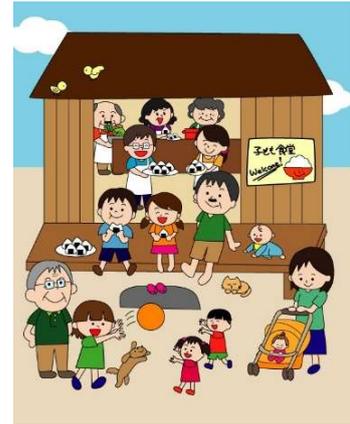
❖ サロン活動等の推進

高齢者を中心とした地域住民が自由に出入りし交流ができる、「ふれあい・いきいきサロン」などの憩いの場づくりを進めるとともに、定期的にサロン活動を実施している団体に活動費を助成するなど自主的活動を支援します。



❖ 子育て支援の充実

市から受託している「ファミリー・サポート・センター事業」や「養育支援事業」、「産前産後サポート事業」を実施するとともに、地域で行っている子ども食堂等の子どもの居場所づくり事業の運営を行っている団体に対する支援を検討します。



❖ 生活困窮者への支援の充実

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に生活に困窮した家庭に、特例貸付事業を実施し、その償還が今後10年以上にわたって行われることから、継続的に生活困難な家庭に対しきめ細やかな支援を実施するための体制整備を図ります。

❖ 心配ごと相談の充実

働きたいけど働けない、家賃が払えなくアパートを出されそう、金銭管理ができないなど生活困窮や引きこもり、ケアラー問題など様々な悩みに対し、「困ったときは、社協に相談すれば良い」といわれるよう、本会のよろず相談所の周知・啓蒙を図り、「頼れる相談所」を目指します。

たとえばこんなお困りことはないですか？

いろいろな問題があり、どこに相談したらいいかわからない。困っている。 	仕事をしたいが、住居や家賃のことで困っている。どうしたらいいか？ 	
借金があり、日々の生活が経済的に苦しい。家計が心配だ。 	働きたいが、経験や自信がなく不安だ。 	家族が引きこもっていて心配だ。 

■主な取り組み							
No	事業項目	事業区分	年次計画				
	事業内容		5	6	7	8	9
1	<p>小地域ネットワーク活動事業</p> <p>各町内会を単位として、一人暮らしの高齢者や障がい者等の見守り活動や日常生活支援活動を推進し、活動費を助成します。</p>	市補助事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
2	<p>サロン活動支援事業</p> <p>□ サロン活動支援事業 町内会や老人クラブ等が会館等を活用し、定期的・継続的に各種の催しを開催し、高齢者等の閉じこもりを防いだり、呼びかけすることで、地域とのかかわりを深めるため実施する「サロン活動」を推進し、支援します。</p> <p>□ ふれあい・いきいきサロン普及活動事業 ふれあい・いきいきサロンを定期的に開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。</p>	<p>単独事業</p> <p>市受託事業</p>	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
3	<p>「介護予防運動から始める地域づくり」活動</p> <p>□ ふまねっと運動普及事業 住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、ふまねっと運動普及活動を実施します。</p> <p>□ ふまねっとサポーターの育成 地域住民が自主的にふまねっと運動を実施できるよう、ふまねっとサポーターを育成します。</p> <p>□ ふまねっと本体等購入費助成事業 ふまねっと運動等を定期的に実施する団体に、ふまねっと本体等の購入費の一部を助成します。</p> <p>□ 誰もが参加できる介護予防運動の普及 ふまねっと運動など老若男女問わず、レクリエーション感覚で楽しめる運動の普及に努めます。</p>	<p>単独事業</p> <p>市受託事業</p>	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■主な取り組み							
No	事業項目	事業区分	年次計画				
	事業内容		5	6	7	8	9
4	<p>オレンジカフェ（認知症カフェ）支援活動</p> <p>認知症の人やその家族、専門家、地域住民が集う場を提供し、互いの交流や情報交換を目的とするオレンジカフェ（認知症カフェ）の設置を福祉団体や福祉施設等に働きかけ、企画立案から運営等を支援します。</p>	単独事業	新規・検討	実施	⇒	⇒	⇒
5	<p>子育て支援の充実</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業や養育支援事業、産前産後サポート事業を実施するとともに、地域で行っている子ども食堂等の事業に対する運営の支援を検討します。</p>	単独事業 市受託事業	継続・新規	⇒	⇒	⇒	⇒
6	<p>生活困窮者等の支援事業</p> <p>□生活困窮者自立支援事業 北斗市生活相談支援センターを設置し、生活困窮者や引きこもり、ニートなどで生活に困窮している人に対して、自立した生活が送れるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。</p> <p>□生活困窮者等に対する安心サポート事業 “制度の狭間”にある人に対し、相談支援事業や現物給付による経済的援助事業、就労機会を提供する就職活動応援事業を実施します。</p> <p>□生活福祉資金貸付 離職者や低所得者にかかる生活資金の貸付相談、申請、生活支援、返済等にかかる業務を行います。</p> <p>□生活応急資金貸付 一時的な困窮者の生活に必要な資金の貸付を行います。</p>	単独事業 市受託事業 道社協受託事業 道内社会福祉法人による協働事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
7	<p>心配ごと相談所開設</p> <p>生活困窮や引きこもり、様々な悩みに対し、「困ったときは、社協に相談すれば良い」といわれるよう、本会による相談所の周知・啓蒙を図り、「頼れる相談所」を目指します。</p>	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■主な取り組み

No	事業項目	事業区分	年次計画				
	事業内容		5	6	7	8	9
8	<p>高齢者見守り活動</p> <p>歳末助け合い募金を活用し、民生委員児童委員が70歳以上の一人暮らしの高齢者宅を訪問し、プレゼントを配りながら見守り活動を実施します。</p> <p>□ふれあい・見守り事業 上磯地区の高齢者の居宅を訪問し、米等を配付し、見守りを行います。</p> <p>□サンタクロース活動事業 大野地区の高齢者の居宅をサンタクロースに扮した大野農業高校の生徒とともに訪問し、同校生徒が制作した作品を配付し、見守りを行います。</p>	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
9	<p>福祉票事業</p> <p>要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配付し、緊急時には救急隊員が福祉票を活用できるように対策を講じ、安心した日常生活の確保に努めます。</p>	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
10	<p>介護保険事業等の実施</p> <p>他の事業所と協力して、居宅介護支援事業所や訪問介護支援事業所を運営し、地域課題の把握に努めます。</p>	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
11	<p>市からの受託事業の実施</p> <p>地域包括支援センター事業や保健センター指定管理事業など市が行う事業の委託先として、各種福祉サービス事業を受託し、福祉のまちづくりに貢献します。</p>	市受託事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

基本目標2 認めあい・助けあう心を育む人づくり



地域福祉の推進のため、市民への福祉意識の醸成と地域福祉の担い手を育成し、地域住民による支えあい・助けあう人づくりに努めます。

また、福祉教育への取り組みや福祉に触れる機会を充実させることで、一人ひとりの福祉への意識を高め、お互いを理解し、尊重し合えるような「ともに生きる社会」を目指します。

【重点施策】

❖ 地域福祉に関する意識の醸成

永年地域福祉に貢献された方々を表彰し感謝の意を表する「社会福祉大会」や福祉の様々な取り組みを楽しみながら学ぶ「ふれあい福祉まつり」などを通して地域福祉活動の周知、啓蒙を図ります。

❖ 福祉教育の推進

ボランティア活動を行う学校に活動費を助成し、福祉教育への取り組みを支援するとともに、「福祉講座」や「認知症サポーター養成講座」、「ボランティア養成講座」などを開催し、福祉教育の推進を図ります。



❖ 地域福祉活動の担い手の育成

アクティブシニアや子育てを終えた女性等に働きかけて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘、育成に取り組めます。

また、高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを地域住民のために活かし、アクティブシニアが生活支援の担い手としてその技術を発揮できる事業づくりを進めます。



❖ 権利擁護の推進

判断能力が不十分な人が自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、日常生活自立支援事業を進めるとともに、成年後見制度に関する法人後見を実施し、同制度の周知や権利擁護の相談等を実施します。



❖ ボランティア人材の育成

ボランティアの新たな担い手づくりのために、ボランティア養成講座の開催や市民活動サポートセンターに登録しているボランティアに対するスキルアップ研修などを行い、ボランティア人材の育成に努めます。



■主な取り組み							
No	事業項目	事業区分	年次計画				
	事業内容		5	6	7	8	9
1	地域福祉に関する意識の醸成 <input type="checkbox"/> 社会福祉大会の開催 社会福祉に貢献のあった人達を表彰し感謝の意を表すとともに、講演等を実施し、福祉の啓蒙を図ります。 <input type="checkbox"/> ふれあい福祉まつり in 北斗の開催 福祉の様々な取り組みなどを楽しみながら学ぶ機会として、福祉関係者等が一堂に会し、福祉の啓蒙を図ります。 <input type="checkbox"/> ふれあい広場の開催 障がい者と地域住民とのふれあいと交流を図るための施設主催事業に対し、本会が共催事業として参加し、法人との連携を図ります。	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
2	福祉教育の推進 <input type="checkbox"/> 福祉教育への支援 地域づくり活動や福祉教育活動等に取り組む団体・学校等に対し、活動費を助成し、福祉教育への取組を支援します。 <input type="checkbox"/> 福祉講座等の開催 福祉を学ぶ機会として「福祉講座」や「認知症サポーター養成講座」、「ボランティア養成講座」などを開催し、福祉教育の推進と人材の育成を図ります。 <input type="checkbox"/> ボランティア体験講座の開催 施設の慰問等を通して、子ども達のボランティア体験の場を設定します。	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
3	地域福祉活動の担い手育成 アクティブシニアや子育てを終えた女性等に働きかけて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘、育成に取り組みます。 また、高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを地域住民のために活かし、アクティブシニアが生活支援の担い手としてその技術を発揮できる事業づくりを進めます。	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■主な取り組み

No	事業項目	事業区分	年次計画				
	事業内容		5	6	7	8	9
4	福祉人材の確保 本会が経営する訪問介護事業所等の人材を確保するため、福祉サービス・援助活動を担う質の高い人材の育成を目的として介護職員人材育成支援事業助成金制度を設け、人材の確保及び資質の向上を図ります。	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
5	市民活動サポートセンター事業 ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援するとともに、各ボランティア団体やその他の個人ボランティアなどの活動の場としてセンター機能の強化・充実を図ります。	単独事業 市受託事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
6	権利擁護の推進 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度における法人後見を実施するとともに、同制度の周知や権利擁護に関する相談等を実施します。	単独事業 道社協受託事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
7	ボランティア人材の育成 ボランティアの新たな担い手づくりのために、ボランティア養成講座の開催や市民活動サポートセンターに登録しているボランティアの皆さんに対するスキルアップ研修などを行い、ボランティア人材の育成に努めます。	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

基本目標3 連携・協働に向けた組織づくり



本会の組織体制の強化を図るとともに、「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」の実現に向けて、地域の関係団体や社会福祉法人・福祉施設など様々な団体や人と連携し、協働して事業を進められるよう、組織づくりに取り組めます。

【重点施策】

❖ 情報提供体制の充実

社協の事業や福祉団体の活動等を紹介する「社協だより」の発行やホームページ等を通して、最新の情報、住民に有益な福祉情報の発信・提供に努めます。

また、災害の発生時などは facebook や twitter、LINE 等多様な伝達手段を活用した情報発信を検討します。

❖ 社会福祉法人や町内会等と協働

高齢化が進む地域においては、公共交通機関の減少等で移動手段の確保が難しく、通院や買い物などが困難となり、さらに商店の閉店・減少によって、食料品等の日常品の購入が困難となっています。そのため、有償ボランティア等による買い物代行のほかに、大型店舗等で自ら買い物ができるよう、その地域で運営・活動している社会福祉法人や町内会、地域ボランティア等と協働で買い物支援に取り組めます。



❖ 当事者や家族の会と連携

認知症の人と家族の会、ひきこもりの家族会、介護者家族などを支援し、当事者の交流を図るとともに、介護者同士の交流や情報交換を行い、介護者の孤立や介護うつ、介護心中、介護離職等の防止に努めます。また、ダブルケア、ヤングケアラーなど介護に伴う家庭の諸問題について解決するためのネットワークづくりを進めます。



❖ 福祉団体等の事務局運営

福祉関係団体では活動メンバーの減少や高齢化、運営スタッフの役員不足といった問題を抱えており、各団体の今後の在り方を含め体制づくりを検討するとともに、引き続き運営や活動を支援します。

❖ 重層的な課題解決に向けた連携

複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築します。

また、公的なサービス・活動で対応できない問題に対して、制度外の福祉サービス・活動の創設を検討するなど、生活支援コーディネーターと協働でサービスの開発に取り組みます。

❖ 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた連携

大規模な災害が発生した時には市民活動サポートセンターが災害ボランティアセンターとして機能するよう、平時から行政やサポートセンターに登録しているボランティア、NPO団体、市外のボランティア団体などと連携し、啓発活動や運営体制の構築を図ります。



■主な取り組み							
No	事業項目	事業区分	年次計画				
	事業内容		5	6	7	8	9
1	会員増強に向けた取り組み 本会の財政基盤の強化を図るため、市民の皆さんと町会連合会のご協力をいただき、個別会員の加入促進を行うとともに、商工会等を通じて賛助会員の加入促進を図ります。	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
2	情報提供の充実 □社協だよりの発行 社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓蒙活動として、「社協だよりの」を年4回発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。 □多様な形態の情報発信 ホームページ等を通して、最新の情報、住民に有益な福祉情報の発信・提供に努めるとともに、facebookやtwitter、LINE等多様な伝達手段を活用した情報発信を検討します。	単独事業	継続・検討	⇒	⇒	⇒	⇒
3	社会福祉法人や町内会等と協働 買い物が困難な地域で一人暮らしの高齢者等を対象に、この事業に協賛する社会福祉法人が所有する車両を利用して、町内会やボランティア等が大型店舗等での買い物支援を実施します。	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
4	当事者や家族の会と連携 認知症の人と家族の会、ひきこもりの家族会、介護者家族などを支援し、当事者の交流を図るとともに、介護者同士の交流や情報交換を行い、介護者の孤立や介護うつ、介護心中、介護離職等の防止に努めます。	単独事業 市受託事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
5	福祉団体等の事務局運営 ボランティア連絡協議会、母子寡婦会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会、戦没者慰霊会、ボランティア団体などの事務局を運営し、引き続き各団体との連携に努めます。	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■主な取り組み

No	事業項目	事業区分	年次計画				
	事業内容		5	6	7	8	9
6	重層的な課題解決に向けた連携	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	<p>複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築します。</p>						
7	災害ボランティアセンターの設置に向けた連携	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	<p>災害時には市民活動サポートセンターが災害ボランティアセンターとして機能するよう、平時から行政やボランティア、NPO等各種団体と連携し、啓発活動や運営体制の構築を図ります。</p>						
8	共同募金委員会との連携	単独事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	<p>赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金等の募金活動に取り組むほか、被災者に対する災害見舞金の交付や緊急災害時に向けた連携強化を図ります。</p>						



第6章

資 料 編

北斗市地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北斗市における地域福祉活動を、社会福祉法人北斗市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が計画的に推進するための地域福祉実践計画を策定することを目的として、社会福祉法人北斗市社会福祉協議会定款第33条の規定に基づき、北斗市地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 北斗市地域福祉実践計画の策定に関すること
- (2) その他、計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、本会理事及び監事をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、設置の日から計画策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本会会長及び副会長とする。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、本会総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

この要綱は、令和4年9月13日から施行する。

北斗市地域福祉実践計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委員 長	三 上 裕 子	北斗市社会福祉協議会会長
副委員 長	大 折 伸 明	北斗市町会連合会会長
〃	田 中 幸 憲	北斗市民生委員児童委員連合会会長
委 員	山 内 登喜男	北斗市町会連合会副会長
〃	花 田 雅 博	〃
〃	鈴 木 順 子	北斗市民生委員児童委員連合会副会長
〃	太 田 明 樂	〃
〃	玉 森 六 夫	北斗市老人クラブ連合会会長
〃	小 泉 志津子	北斗市家庭奉仕の会会長
〃	黒 萩 裕	社会福祉法人民生博愛会理事長
〃	深 田 健 一	北斗市福祉事務所長
〃	柳 谷 友 明	北斗市社会福祉協議会理事
〃	田 原 勝 昭	〃
〃	池 田 徳 顯	北斗市社会福祉協議会監事
〃	佐 藤 理陽子	〃



第3期 北斗市地域福祉実践計画

令和5年3月

発行・編集 社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

〒049-0156 北海道北斗市中野通2丁目18番1号

電話 0138-74-2500

FAX 0138-74-3655